



Title	犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動（6・完） - 観察と質問紙調査によって -
Author(s)	宮沢, 節生
Citation	北大法学論集, 33(5), 210-141
Issue Date	1983-03-26
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16414
Type	bulletin (article)
File Information	33(5)_p210-141.pdf



[Instructions for use](#)

犯罪捜査をめぐる第一線 刑事の意識と行動 (6・完)

— 観察と質問紙調査によって —

宮 沢 節 生

目 次

第1章 序 説

付録1 質問項目の内容と単純集計

第2章 主要ケースにおける観察データ (以上, 第30巻第1～3号)

第3章 捜査行動の記述 (第32巻第4号)

第4章 捜査行動の説明

第1節 分析の枠組

第2節 積極的捜査行動への刑事たちの関与形態

第3節 幹部たちの基本方針 (以上, 第33巻第2号)

第4節 組織内部からの期待と統制に関する認識

第5節 組織外部からの期待と統制に関する認識

第5章 結 論 (以上, 本号)

凡 例

- (1) 以下において、「幹部」とは課長（警部）以上の地位にある者を意味し、「刑事」とは係長（警部補）以下の者を意味する。
- (2) 観察データを第2章のケースから引用する場合は、ケース番号を〔 〕内に示す。
- (3) 調査票データの引用は、表1.1からのものを除いては、付録1の〔 〕内の項目番号で行う。その際、「I」は調査票の第1部を、「II前」は第2部前半を、「II後」は第2部後半を、それぞれ意味する。また、回答カテゴリーの「はい」は「そう思う」または「どちらかと言えばそう思う」を、「いいえ」は「そうは思わない」または「どちらかと言えばそうは思わない」を、それぞれ意味する。集計は、刑事部門についてのみ行う。数値は、各回答カテゴリーのパーセンテージである。小数点以下第2位で四捨五入したため、合計が100%にならないことがある。回答者総数を（ ）内に示す。調査票データの分析にあたって「多数」または「多数意見」という表現がなされる場合、それは、原則として、「はい」または「いいえ」が60%以上に達していることを示す（本論集第30巻第2号407ページを参照）。

第4節 組織内部からの期待と統制に関する認識

本節においては、第一線の幹部たちと刑事たちに対する、内部的な期待と統制のあり方と、その影響を検討する。その際とくに能率的捜査ないし実績向上を要求する方向での期待と統制に注目することの意義は、前章において示唆され、前2節において確認された。また、その影響は、まず、幹部たちの行動、とくに刑事たちに対する期待や統制のあり方に関する作用として検討され、続いて、幹部たちの行動を経由したうえでの、刑事たちの行動に対する作用として、検討される。

かくして、本節の目的は、刑事たちの行動に対する組織内部での要因を探求することに帰着し、その意味で、本節は、この論文の中核となる。言うまでもなく、探求された要因によって仮説的に説明されるべき刑事たちの行動と、彼らを指揮する幹部たちの行動の、それぞれの基本的特性は、前章において、確定しておいた通りである。

ただし、私のデータが直接に語りうるのは、客観的存在としての期待ないし統制それ自体ではない。私のデータが直接に語りうるのは、それに関する幹部たちと刑事たちの認識であり、彼らの行動に対するその認識のインパクトである。したがって、彼らがある認識を持っているとしても、それに一致する期待ないし要求が客観的にも存在するとは、必ずしも言えない。

しかし、それは、重大な欠陥ではない。なぜならば、彼らの行動は、彼らが現実であると認識した事柄に対応して形成され、実行されるものと考えられるから、彼らの意識と行動のあり方を説明しようとする以上、まず、彼らが現実であると認識したものの内容を理解しなければならぬからである。そして、その作業を行うことが、この論文の、まさに中核的な課題なのであった。

たとえば、これまでに確認された知見によれば、刑事たちの多くは、積極的捜査行動が彼らにとって打算的関与の対象でしかないのにもかかわらず、きびしい勤務体制に耐えつつ、そのような行動に従事していた

のであった。そこで、そのような行動に出ざるをえないと考え、また、実際に従事している彼らは、どのような期待にさらされていると考え、どのような統制を受けていると考えていたのであろうか。そして、基本的には慎重な方針を持っていながら、現実には積極的捜査行動を要求していた幹部たちは、彼ら自身がどのような期待と統制を受けていると考えていたのであろうか。これらの認識を明らかにし、捜査行動をめぐる幹部たちと刑事たちの行動を、さしあたり仮説的に理解することが、この論文の中核的な課題なのである。また、ある期待や統制を課せられていることについて、その対象である警察官たちのうちの多くの者が共通の認識を有しているとすれば、彼らの主観的認識と基本的には一致する客観的事実が存在することを推測しても、多くの場合、著しく不当ではないであろう。

以下、本論に進むことにしたい。

第1項 慎重さを求める捜査指揮の効果

前節において述べたように、幹部たちの間での支配的な見解は、捜査行動のあり方に関して、かなり慎重な一般方針を示していた。そこで、本項では、その方針に沿った捜査指揮がどのように行われているか、そして、それが、積極的捜査行動に道徳的関与を示す刑事たちの行き過ぎをどこまで抑制しているか、を検討しておこう。すでに述べたように、本節の主要な課題は、現状に不満や懐疑を示す刑事たちですらプロブレマティックな積極的捜査行動に出ざるをえない要因を、明らかにすることである。しかし、積極的捜査行動を促進する要因の検討に先立って、積極的捜査行動を抑制するはずの要因を検討しておくことは、刑事たちに対して作用する要因の全体像を把握するために、必要な作業である。

言うまでもなく、積極的捜査行動に道徳的関与を示す刑事たちが実際に存在することは、すでに見た通りである。彼らにとっては、積極的捜査行動に従事すること自体が満足を与えるのであって、抑制的な統制がないかぎり常に積極的行動に出る傾向が形成されていると考えられる。

したがって、本項においては、かりに幹部たちが自らの基本的に慎重な方針に一致した捜査指揮を行ったとしてもなお、このタイプの刑事たちのプロブレマティックな行動を阻止しえない、そのような要因を、検討することになる。幹部たちがその基本方針に反してまでも積極的捜査行動を求めざるをえなくなる要因は、次項において検討しよう。

(1) 捜査指揮の基本方針

幹部たちは、まず、幹部たちと刑事たちの間での命令と服従の関係を強調する。たとえば、ある幹部は、ある日の朝礼において、「われわれの生命である指揮、命令を損わないこと。独断で処理しないように。指揮を受けること」と訓示していた。幹部たちの慎重な一般方針からすれば、最も警戒すべきものは、違法となりうる方向への刑事たちの積極性の行き過ぎであるから、その抑制のためには、刑事たちの行動を可能なかぎり詳細に把握し、自己の管理の下に置くことが、必要とされるわけである。

そして、幹部たちは、個々の事件の捜査過程において、ある時点までの経過を講評し、それ以後への方針を定め、最後にまた総合的な評価と指導を行う。このことは、たとえば、[ケース17]から、窺うことができる。そこでは、幹部が、ある時点までの捜査結果を総括し、捜査の成功を導いた事柄と、なお不十分な事柄を整理すると共に、あるべき取調方法と好ましい自供内容について講義し、その後の捜査によって行うべき事柄を指示しているのである。

幹部たちは、また、各捜査過程の個々の段階において、最も重要な意思決定に常にかかわっている。

その最も明白なものは、法律上、幹部でなければなしえないものとされている、令状の請求である。この判断は、かりに、幹部がすでに帰宅した夜間であろうと、必ず彼によって行われる。たとえば、私も当直勤務についたある夜、11時10分すぎに、嬰兒殺の通報があったのであるが、その際、11時25分には、ある幹部が警察署に出てきて、ただちに召集の指令を出したのであった。彼が駆けつけたのは、ある盗犯係刑事が述べたように、「令状請求しなけりゃならんからね」という任務があるからで

ある。また、刑事たちも、幹部たちの自宅にさえ、指揮伺の電話をかける。たとえば、〔ケース10〕においては、午後7時35分ごろ、幹部の自宅に電話し、緊急逮捕することへの許可を求めているのである。

したがって、逮捕などに関して、刑事たちの意向と異なる決定も行われることがある。たとえば、〔ケース14〕において、ある盗犯係刑事が、「ヒルアキの方で目撃者がいる。しかし、指紋は一致しない。情況証拠はあるが、それだけでは逮捕状は取れない。幹部が取ってくれない」と述べているように。

また、強制捜査に移行すべきかどうかの判断は、常に幹部によって行われる。そして、幹部たち相互の間においてすら、意思決定のチェックが行われていることに、注意しなければならない。たとえば、〔ケース10〕においては、身柄拘束に移行することについて、課長が、次長の承諾を求めているのである。

そして、このようなチェックは、任意捜査の段階においてすら、行われる。たとえば、〔ケース12〕において、ある幹部が、ある盗犯係刑事に、「任出について、〇〇（上席の幹部）がオーケーです」と述べているのは、そのことを、示している。

さらに、取調過程も、幹部たちの指導の下にある。たとえば、ある公務員の組合がストライキを行い、刑事たちが、ほとんど総出で、その捜査にあたったことがあった。刑事たちの主な任務は、組合員たちを任意出頭させ、出頭してきた者たちに対して、参考人としての取調を行うことであった。刑事たちは、「ホイホイ出てきた。こいつはしゃべるぞ」「しゃべること、しゃべること」などと言いながら、通常の事件には見られない気楽さを示していたのであるが、彼らが作成した調書は、係長、課長、次長が、順次検討し、誤りのないことを確かめていたのである。

もっとも、幹部自身が取調を行うことは、稀である。しかし、幹部たちは、取調室内の状況を容易に知ることができる。なぜならば、取調室のドアは、すべて、刑事室に面しており、その厚さも、大したことがないからである。刑事室の中央には課長が座っているから、取調室への出

入りは、すべて彼の目に触れるし、取調室内のやりとりも、少々大きな声になれば、容易に彼の耳に届くのである。そして、どの取調の経過も、逐一、彼に報告されている。

幹部たちは、また、刑事たちの擬律判断についても、教えなければならぬ。たとえば、〔ケース4〕において、ジャック・ナイフについて銃砲刀剣不法所持を立件しようとしていた盗犯係刑事を、ある幹部が、やわらかい表現で、たしなめていたように。

そして、幹部たちは、現場においても、指揮にあたらなければならない。それは、とくに、強行犯関係において、著しい。その一例は、たとえば、〔ケース14〕に見られる。もっとも、最も頻繁に幹部たちが出動するのは、火災であろう。いかなる火災も、失火ないし放火の可能性を含むのであって、私が最も多く現場に立ち会ったのも、実は、火災であった。

さて、以上のデータによれば、幹部たちは、その慎重な一般方針に従って、刑事たちを、可能なかぎり詳細に、しかも広い範囲にわたって統制しようと努力していることが、窺われる。

もっとも、その統制は、時には、捜査活動以外の領域にも及ぶ。たとえば、異動の時期には、当直者を除く刑事たちの半数ほどが、異動してきた者の引越手伝に従事し、残りの半数ほどが、刑事室の模様変えに従事したのであるが、その際、ある幹部は、異動してきた者の荷解きに、刑事たちだけでなく、その妻たちも参加するように、指示したのであった。そして、それは、できるかぎり早く異動期の停滞を脱して、通常の捜査体制を回復したいという、むしろ捜査能率の維持を目的とするものとして、とらえることができる。

しかし、それにもかかわらず、とくに能率向上を求める指示は、それとの関連では出されていない。したがって、刑事たちに対する幹部たちの捜査指揮は、主として後者の慎重な一般方針に従う方向で行われている、と言えるのである。

ただし、慎重を期する方向できびしい捜査指揮を行う幹部たちは、前

節において検討したように、比較的になしく、かつ、第一線の現状においては必ずしも多数派とは言えない、いわばニュー・ブリードの幹部たちである。このような幹部たちのひとつの特徴は、よく勉強することである。たとえば、ある幹部は、私に、「この本、いいですか」と、『植松博士還暦祝賀』全2巻と、『都市政策講座』の犯罪環境編に対するコメントを、求めてきた。彼によれば、「〇〇（階級）になってまだ〇年で、〇〇（階級）の試験まで〇年あるが、急に本を読める（受けつけるようになる）わけではないので、少しずつ慣れておきたい」というのである。彼は、また、「われわれがよく読むのは、警察関係者が書いた本だから、視野が狭くなる」とも、反省していた。

以上のように、幹部たちは、刑事たちの行動を詳細かつ広範囲に統制しようと、努力していた。しかし、言うまでもなく、末端に至るまでのすべての刑事たちを同時に指揮することは、不可能である。そこで、幹部たちの指揮は、通常は、刑事たちの中の係長たちに向けられ、とくに必要と認められる場合のみ、下級の刑事たちを直接に指揮することになる。

そして、私のデータによれば、係長たちに対する幹部たちの指揮は、まことにきびしいものであった。

まず、安易な令状請求依頼が批判される。たとえば、ある幹部によれば、「逮捕の妥当性がないのに、令状請求の指揮伺が来たから、私のところで止めておいたのがある。わずか1万円の窃盗ですよ。（その程度の事件には）刑訴における逮捕の要件の、軽微事件の特則がある。（それに）わずか1回、それも家族に電話しただけで（出頭に応じなかったからといって）、正当な理由なく出頭しなかったと言えるか。係長まで巻き込まれては、困る。部下が逮捕を要求してきても、係長は冷静でなくては、困る」というのである。

また、より一般的に、手続の適法性ないし妥当性を求めることがある。たとえば、ある幹部は、「捜査手続に妥当性を欠くことがないように注意すること。『証を得てから人を得る』ように、くれぐれも注意してほし

い。違法ではないにしても、妥当性が問題になるようなものがある。合理、適法、妥当でなければならない。この点に、くれぐれも注意してほしい」と述べていたし、別のある幹部も、「こんなのがあった。自転車盗を緊逮した事件だけれども、まず自転車を任提してもらって、その自転車を理由にして緊逮した、というんだな。(その時には)まだ、それを盗んだことも認めていないんだよ。それに、逮捕したんなら、自転車は差し押さえるべきだろう」と批判していた。

さらに、捜査書類の作成の遅れや不備に関しても、批判が行われる。たとえば、ある幹部は、「捜査報告が、遅れすぎることがある。3月の事件で、7月に捜査報告があがってきたのがある。しかも、家族間の(窃盗)事件で、被疑者の預金先銀行から資料まで取っていないながら、何らツメをしていない」として、捜査書類の迅速な作成を求め、また、「捜査書類の不備が、目立つ。係長を経て出てくるのに、一体、どういうことか。メクラパンを押しているんじゃないか。きびしくチェックするのが、(係長の)役割のはずだ。人の名前なんかまちがえるようでは、〇〇署(この警察署)はこんな程度か、と言われることになる。月に4回位、(本部の)刑事部長が検事に会うことがあるけれども、そこで、書類の作り方がズサンだということで、〇〇署はダメだ、と言われることがある」と述べて、誤りのない書類作成を求めている。

以上のように、係長たちに対して第一に求められるのは、手続の適正さである。そのうえで、刑事たちの意向に譲歩しない、強い態度での慎重な指揮が要求されるわけである。

幹部たちは、係長が彼らに先行して臨場することを求める。たとえば、ある幹部によれば、「刑事当直司令にあたって、次長、課長が臨場すべき事件の場合は、必ず係長が先に臨場して、係長から、次長、課長へ連絡すること。係長が先行していなければ、指揮できない」というのである。

彼らは、また、係長たちが、彼らの一般的な指示を具体化して刑事たちに伝えることを、要求する。たとえば、ある幹部は、「私ら〇〇(職名)が〇〇(より上位の職名)から指示された事項を係長に伝達した場合、

ただオウム返しに下へ流すだけでは、係長はいらない。係長を飛び越して指揮するよ」と述べていた。

そして、係長たちは、下級の刑事たちに対するきびしい態度を求められる。たとえば、「部下が逮捕を要求してきても、係長は冷静でなくては、困る。大体、今の巡查部長は昔の巡查部長と違うことを、知ってほしい。今は、(巡查部長の役割は) 巡查と行動しながら指導するということなんだからね。それに任せっきりにしては、困る」という発言や、「係長はニクマレ役でなきゃダメだ。部下のまちがいはそのつど言わなければ、仕事を覚えてくれないんだからね。経験があるといっても、惰性でやられては困るんだ」という発言が、なされるわけである。

それらの要求を係長たちに対して行っただけで、日常的な事件での、係長たちを通した指揮が行われる。たとえば、[ケース10]に見られるように、幹部たちの方から係長に、ある手続や行動を採ることが求められることもあれば、[ケース8]に見られるように、係長たちの方から幹部たちの指揮を伺うことも、あるわけである。

おそらく、幹部たちが、刑事たちの行動を可能なかぎり自己の統制下に置こうと努め、下級刑事たちに対する係長たちのきびしさを求める背後には、刑事たちに対する、手続的な慎重さを強調する観点からの、ほとんど不信心と言っていい感情が存在するであろう。

たとえば、「刑事ってのは、本当にしようのないもんです。常習窃盗の適用法条が(刑法)235条だなんて、書いてくるんですから。それで、係長の印が押してあるんですから、メクラバン押してるんですよ。特任(特別昇任)でも、係長になったら、法令解釈の(疑問)解決とか、捜査指揮の勉強とか、しなきゃならんのですよ。擬律判断できるんですからね。そうでないと、特任は(巡查)部長までにすべきだという反対が出て、自分のクビを締めることになるし、あとの人に迷惑がかかるんですよ」という発言や、「〇〇さんは、〇〇(他署)では有名な巡查部長だったんだけど、係長になったら、おとなしくなっちゃった。イビルよるなやり方はよくないけれども、そのために(下級刑事たちを監督する

ために) いる幹部だから、きびしくやっていいんですよ」という発言からは、そのような感情が窺われる。

もっとも、かりに幹部たちの指揮が手続的な慎重さを求める方向で一貫しており、また、係長たちが幹部たちの要求によく応えていたとしても、なお、下級刑事たちのすべての行動を監視することは、不可能である。そして、直接に監視しえない部分については、監視の対象である下級刑事たち自身の報告に依存せざるをえないという状況を、避けることができない。

この点に関して、たとえば、[ケース17]における、「検事には、あんたの言い通り説明しておいたからね。信用する以外ないんだよ」「なんだか、信用していないみたいだね」という、ある幹部とある強行犯係刑事との会話は、示唆するところが、きわめて大きいと思われる。少なくともそのような状況では、たとえば、積極的捜査行動自体に満足を感じる刑事たちが自由にそのような行動に出ることを行為時点で抑制する指揮は、存在しえないのである。

しかし、かりに完全な統制が不可能であったとしても、幹部たちが基本的には手続的な適正さを求める方向で真剣に努力していたことは、否定することができない。そして、その努力が真剣なものであったからこそ、なぜそれを貫徹しえない場合があるのか、説明されねばならないのである。

(2) 係長たちの反応

さて、かりに幹部たちが慎重さを強調していたとしても、それがどこまで定着しうるかは、刑事たちの中の係長たちの活動に、大きく依存している。

すでに見たように、係長たちに対する幹部たちの要求は、きわめてきびしい。実際、幹部たちの捜査指揮に関して引用した批判や要求が行われた会合は、いわば、徹底した「上意下達」型とも言うべきもので、幹部たちからの発言が圧倒的に多いものであった。そして、その会合に先立って、ある幹部は、「たるんでいるようだから、引き締めてやろうと

思ってね」と、その意図を私に語っていたし、その会合のあとでは、ある幹部が、「これで給料もらってるんですからね。きびしいですよ」と語り、係長たちは、「今日のなんか、まだいい方さ」と述べていたのであった。

そのような機会における、係長たちからの反論は、きわめて興味深い。たとえば、統計表の不正確さを批判されたある係長の、次の発言からは、直接の部下である刑事たちの士気を損わぬ方法で、しかも厳格に指揮しなければならない係長たちの、内心での苦悩が、窺われる。

係長：A（巡査）部長の作った表を見ましたが、どこか、おかしいところがあったんですか。私は、いいと思いましたが。

幹部A：その表だけ見ればいいけども、他の表と合わせると、一致しないのさ。ごまかして、ツジツマを合わせようとしたことになる。

係長：A（巡査）部長は、自信を持ってやっているようなので、自尊心を傷つけないように言おうと思うんですが……。

幹部A：ニクマレ役になりなさい。

係長：私が自分でやれば、一番いいんですが。

幹部B：係長の責任じゃないよ。それに、自分ばかりやると、かえって能率は悪くなるし。

また、捜査報告の遅れを批判されたある係長の、次の発言は、自分が妥当であると確信していた処理を批判されたことに対する、かなり挑戦的な反論の色彩を伴っている。

係長：あの、3月の事件を7月に報告した事件ですが、あれは、外勤からあがってきたんです。それで、資料を見ると、なっていないので、すっかりまとめてから（報告しよう）と思ったんですが、でたらめでも、とにかく早目に報告すべきなんですか。

幹部A・B：そのつど報告しなさい。

かくして、かりに幹部たちの指揮が、手続的な慎重さを求める方向で一貫していたとしても、それに基づく、係長たちへのきびしい要求は、係長たちの反感を招かずにはおかない危険性を、含んでいる。すなわち、

指揮の方向性に対する評価以前の、指揮の態様自体に対する係長たちの反発が、幹部たちの基本方針の実現を、阻止しうる。

係長たちは、そのような状況の中で、幹部たちの要求にさらされ、下級刑事たちの指揮に、あたっているわけである。

言うまでもなく、係長たちは、令状請求の権限を持っていない。彼らは、強制捜査が必要であると考えるときは、幹部たちに、令状請求を依頼しなければならない。したがって、たとえば、[ケース11]における、「余罪（逮捕理由とした事実よりも以前に判明していたもの）から逮捕状を取るつもりだったけれど、上からチェックがかかった。被害品が金だから、発見できないだろうし、そうなれば、直接証拠がない（という理由で）」（盗犯係）という発言が示すように、幹部たちが依頼に応じないこともありうる。

係長たちの権限の中心は、適用法条の判断、いわゆる擬律判断である。たとえば、ある男が勤め先の寮のテレビを盗み出し、それをその友人が質入れしたという事件では、担当刑事は、「意思の連絡があるからね。（2人とも、窃盗の）正犯でいいの」（盗犯係）などと語っていたのであるが、その刑事が所属する係の係長は、「本犯については、事後行為は不可罰だし、質入れに来たヤツについては、贓物牙保なんか成立するだろうけど、窃盗の共犯というのは無理だよ」と指導していた。

また、擬律判断以外の、捜査過程のこまかな点についても、刑事たちは係長に報告すべきだとされており、一応、よく係長の指示を求めている。たとえば、[ケース14]においては、被疑者らしい男がある場所で働いているという情報を得た刑事は、その男の真偽を密かに確かめに行くことについて、係長の自宅に電話し、指示をあおいでいる。係長は、「慎重にやるように」と指示したのである。あるいは、[ケース11]においては、すでに逮捕状を得て、現に被疑者の居所に到着していながら、実際に逮捕する前に、さらに係長に電話し、その指示をあおいでいる。

しかし、少なくとも、積極的捜査行動を自由に展開することを望むタイプの刑事たちは、係長の指揮を、内心、わずらわしいと感じている。

たとえば、〔ケース14〕においては、係長に対して、電話で指揮伺をしたところ、「慎重にやるように」という指示があったのであるが、それに対して、刑事たちは、次のように述べていた。

刑事A：その場の状況に応じてやるさ。

刑事B：係長についてこられると、横からチャチャを入れられて、ダメになるからね。

刑事A：（係長は）連絡役とか資料整理をしてくれればいいの。（係長に來られると）昔みたいに勝手にやれないからね。

刑事B：オレは勝手にやる方だね。

また、そのことは、係長たちも認識しており、たとえば、ある幹部は、「（係長が）自分で（刑事たちと共に、捜査に）行くこともあるけれど、書類の決裁や資料作成をやっていると、みんな、（いつの間にか）いなくなってしまう。それに、刑事にしてみれば、係長が一緒では自分の計画通りに行動できない、と感じるんじゃないかい」と述べていた。係長としての事務を消化しながら、署外で行動する複数の部下を監督することは、なるほど不可能であろう。

また、そのようなタイプの刑事たちは、係長の指揮に反対することを辞さない。たとえば、同じく〔ケース14〕において、被疑者らしいという男の真偽を確認するために、その男の勤め先に目撃者を同行しようとしていることに対して、係長は、改めて電話してきて、「一般住民を使うのは適正捜査と言えない」と伝えたのであるが、それに対して、刑事の方は、「（目撃者は）水商売だから、喜んで来ますよ、『本人を見なければ、たしかなことはわからない』と言っていますよ」と反対し、結局、係長の指示を押し切って、目撃者の自宅に電話をかけたのであった。また、ある暴力犯係刑事も、係長の指揮に反対した例について、「係長とケンカしたこともあるんだ。入院中の者が覚醒剤を買ったんで、退院後、自宅をガサイレしようとしたら、（過去に購入した覚醒剤が残っているとは考えられないから）ダメだ、と言うのさ」と述べていた。すでに見た、警部（課長）と警部補（係長）の1階級の差の大きさに比較すると、少な

くとも一部の巡査および巡査部長に対する警部補の権威の乏しさは、驚くべきものである。

しかも、係長たちは、下級刑事たちに対して、幹部たちよりも接近した地位にあるために、刑事たちの置かれている勤務体制のきびしさへの同情を抱きがちであり、また、幹部たちからのきびしい要求に対して、下級刑事たちと同一のとらえ方をしがちであって、その結果、下級刑事たちに対して、すでに見たように、きびしい態度を貫くことが、できない。たとえば、「私なんか、ベテランとは言っても、自分なりの考えを殺し、自分の時間を犠牲にして、ただがむしゃらにやってただけなんです。それだけに、刑事の苦勞が身にしみていまして、内実を知っているもんだから、部下にも強いことが言えないんですよ」という発言や、『お客さん』という刑事がいますけど、本人はわかっているしね。他人はドンドンやってるのに自分はダメだということで、そこへ、ことさらに言えないですよ」などという発言は、そのことを、よく示している。

かくして、かりに幹部たちからの指揮が、手続的な慎重さを求める方向で一貫していたとしても、係長たちは、それに一致した方向でのきびしい指揮を、貫徹することができず、また、それを試みたとしても、刑事たちが係長たちの直接的な統制を免れる領域が発生することは、避けられないのである。そして、そのかぎりにおいて、積極的捜査行動に道徳的関与を示す刑事たちは、自由に、自らの望む捜査行動を展開することができ、その結果として、問題性を含む事態が、発生してしまうのである。

(3) 積極的捜査行動に道徳的関与を示す下級刑事たちの反応

すでに検討したところによれば、幹部たちの捜査指揮は、基本的に、手続的な慎重さを強調するものであった。そのことは、刑事たちも、よく認識している。たとえば、ある盗犯係刑事は、「今の〇〇、〇〇（いずれも、幹部たちの職名）は、自分が仕えた（それぞれ）3代と5代の中では、一番慎重な考えでやっている」と語っていたし、ある鑑識係員は、「今の〇〇、〇〇（同上）は、『10人逃がしても、1人まちがえない方が

いい』という考えだもね」と述べていた。

幹部たちは、そのような基本方針に従って、とくに係長たちに対し、下級刑事たちへのきびしい監督を要求し、また、係長たちは、すでに検討したような限界の中で、その要求の実現に、努めていたのであった。

そこで、そのような監督の主要な対象である、積極的捜査行動に出ることに道徳的関与を示し、それ自体に満足を感じるタイプの刑事たちを見てみると、彼らが、幹部たちを、「生ヌルイ」と感じていることが、わかる。たとえば、「古い刑事は、今の〇〇署（この警察署）の空気を、生ヌルイと感じている」（盗犯係）という発言や、「私など、警察になったのは戦後だけど、兵営から直行だから、その点で、考え方がちょっと（幹部たちの方針と合わない）」という発言は、そのような反発を示している。

そのような刑事たちは、幹部たちが、積極的な行動をより広く認めてくれることを、望んでいる。たとえば、「ガサ状は、広く認めてくれないと困るよね。ドロボウの方も、エライ人はきびしいよ。ここのやり方は、変わったもね。前は、こんなことなかったもの」（盗犯係）とか、「前の〇〇（ある幹部の職名）なら、『自称』で逮捕状を取ってくれたけど、今の〇〇は、『本名』でやれと言うんですよ」（盗犯係）というわけである。

したがって、幹部たちのうちのひとりが異動し、新しい幹部が積極性を強調するタイプの幹部であると判明したときには、彼らの喜びは、ひとしおではなかった。たとえば、「今度の〇〇（ある幹部の職名）は、やりやすいようだ」（暴力犯係）という声や、「〇〇さん（ある幹部の名）来てから、A課の空気が違ってきたもね。明るくなったでしょ。自分もやりたいほうだいやってきたから、人使いがうまいもね。前の〇〇（職名）のときは、死んだようなもんだったよ。B課と壁ひとつへだてただけで、ずいぶん印象違うでしょ」（盗犯係）という評価が、きかれたのである。

そして、幹部たちに対するそのような反発は、係長たちに対する評価

にも影響を与える。たとえば、ある盗犯係刑事は、「昔は、『オウ』とやって出かけていたものだ。それで係員の所在、動向をつかめないようでは、係長はつとまらないとされていた。刑事も、『オウ』と言われて何をすべきかわからないようでは、ダメだった。根性あったすね。今は、出るときも帰るときも、報告ですよ」と述べていた。幹部たちは、係長たちに対して、下級刑事たちへのきびしい監督を要求しているのであるが、係長たちの目が届かない行動については、刑事たちの報告によらざるをえない。ところが、それが、ここで検討しているタイプの刑事たちからは、無能さの証明として、認識されてしまう。そして、係長たちの指示は、最も強く監督しなければならない当の相手たちから、ますます軽んじられるわけである。

もっとも、彼らも、手続的な慎重さを強調する幹部たちの立場を、理解しないではないらしい。たとえば、「もっとも、幹部の苦勞は、われわれにはわからないけれどね」(盗犯係)と語っていた者もるのであるから。

しかし、基本的には、彼らの間では、慎重さに対する「生ヌルイ」という反発と、監督のきびしさに対する「不自由だ」という不満が、かなり強いと言ってよい。かくして、「上司の命令、指示でも、まちがっていると思うことは多いねえ」(盗犯係)とか、「まったく頭ごなしだもの。我を通そうとする。階級を押し通そうとする」(盗犯係)という発言が、きかれるわけである。

そして、実は、そのような刑事たちの意向を、幹部たちも、まったく無視するわけにはいかないと、思われる。なぜならば、いかに適正な手続によるべきであるとはいえ、結局は犯罪解決に取り組まなければならない以上、幹部たちとしても、刑事たちの士気をあまりに損うことは、できないからである。たとえば、[ケース10]においては、幹部は、はじめ、「署長の考えでは逮捕しないだろう」と述べて、少年の被疑者を緊急逮捕したいとする刑事たちの要求を斥けていながら、遂には、住所不定、生業についていない、親の監護に服していない、補導歴がある、という

条件が備わっていれば逮捕しよう、と譲歩している。幹部たちに対してもそのような譲歩を行わせることが可能であるとすれば、係長たちにそれを行わせることは、より容易であろう。

もっとも、そのような譲歩をひき出すまでもなく、幹部たちや係長たちの統制が完全ではありえなかった程度に応じて、刑事たちは、積極的な捜査行動を追求することができたのである。

(4) 要 約

幹部たちは、刑事たちが積極性を追求する方向で行き過ぎないように、真剣な努力を払っており、自ら刑事たちに働きかけると同時に、とくに係長たちに対して、刑事たちへのきびしい監督を要求している。係長たちも、また、基本的には、その要求に応えるべく、努力している。したがって、明らかに違法視されうるような捜査行動は、抑止されている、と考えられる。

しかし、幹部たちはもちろん、係長たちにとっても、多数の下級刑事たちの行動を、それが行われている場面において監督することは、全面的には、不可能である。また、係長たちには、直接の部下である下級刑事たちに対して、あまりきびしい態度を取ることができないという、心理が働いている。しかも、犯罪捜査が置かれている状況の基本的特性によって、幹部たちも係長たちも、時には、積極性を求める下級刑事たちの意向に譲歩せざるをえない、という事情がある。

しかも、積極的捜査行動自体に満足を感じる下級刑事たちにとって、慎重さは、生ぬるく、それを求める指揮は、自由の抑圧であり、そのために報告を求める係長たちは、無能と映る。有能さを自負している彼らは、生ぬるさを打破し、自由に行動することでの満足感を求めている。

かくして、彼らの自負心に働きかける規範的統制などによるまでもなく、上記のような、監督の不完全性、心理、譲歩、などが存在するかぎりにおいて、彼らが、少なくとも直ちには違法とされない程度の積極的捜査行動に出る余地は、存在するのである。

以上、幹部たちが、基本的には、捜査手続に対する刑事たちの慎重さ

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (6・完)

を求めるべく、努力していることと、それにもかかわらず、なお、あるタイプの刑事たちにとって、積極的捜査行動による満足感を求めることが、ある程度可能であることを、検討した。しかし、幹部たちが、そのような努力の反面において、刑事たちの積極的捜査行動を求めることがあったことは、すでに見た通りである。そこで、次項においては、いかにその効果が完全ではありえないとはいえ、なお基本的には慎重さを求める捜査指揮を行っていた彼らが、なぜ時にはそのような要求をせざるをえなかったのか、その要因を検討してみよう。それは、繰り返し述べているように、この論文における中核的な部分へと、進むことになる。

第2項 組織実績向上への要求に関する認識

前項においては、慎重さを求める幹部たちの基本方針に一致する捜査指揮と、それに対する、刑事たちの間でのひとつのタイプの者たちの反応を検討した。それによれば、そのような捜査指揮は、明らかに違法視されうるほどの行動は阻止しえても、それに至らない程度の問題性を含んだ行動を、必ずしも抑止しうるものではなかったのである。

他方、前章の知見によれば、幹部たちは、基本的には慎重さを求めているが、時には、むしろ積極的に、刑事たちの積極的捜査行動を求めることがあった。本項においては、幹部たちが、自身の一般方針に反してもそのような要求を行わざるをえなかった、その要因を検討してみよう。

幹部たちのそのような要求の要因を明らかにすることは、きわめて重要である。なぜならば、その要求は、前項で検討した捜査指揮と異なり、現状への不満や疑問を抱いている刑事たちをも積極的捜査行動へと動員する、積極的な要因だからである。したがって、その要求と要因に関する検討は、本章における中核的な課題となる。

そして、私は、その要因を、主として幹部たちに向けられた、警察署全体としての実績の向上への警察内部での要求、に関する幹部たちの認識に、求めたいと思う。

以下の通りである。

(1) 警察学校での知見

警察学校での知見は、いわゆる「全件解決」が要求されている、という認識の存在である。教官からのデータはないが、たとえば、正科生たちは、「内部的には、全件解決を要求されている」とか、「交通でも、あくまで全件解決主義」などと、語っていた。

少なくとも、タテマエとして全件解決が目標とされていることは、信じてよいと思われる。以後の問題は、組織や個人に対する評価がそれに基づいて行われているかどうか、さらに、その評価に基づいて何らかのサンクションが行使されているかどうか、ということである。

(2) 幹部たちの認識

幹部たちの中には、これ以上実績を向上させることは不可能である、と訴える者がある。たとえば、「1人あたりの負担率は、〇〇署（この警察署）なんか（道内）一、二で、これ以上つかまることはないから、発生の増加した分だけ、検挙率は下がることになります。第一、全部を捜査対象にしているわけじゃないですから」というのである。

しかし、それにもかかわらず、実績向上を要求されているという。たとえば、ある幹部は、「上では、優秀な刑事を都市にまわしているんだから、検挙率は上がるはずだ、と言ってくるんです」と訴えていた。

そのように認識している幹部は、通常の方法ではすでに限界に達している以上、刑事たちに、さらに積極的な、より問題性を含んだ方法を採用するよう、期待することになろう。

他方、実績向上が可能であることを認める幹部もある。たとえば、ある幹部は、「優秀な刑事をまわしてくれていることは、たしかなんですよ。たとえば、課長は、新任の者は1人もいなくて、他署の経験がありますし、刑事も若いのが多いですしね。だから、もっとつかまえられるはずだということになるんです」と述べていた。

しかし、そのような幹部も、実績向上が要求されている、と認識していることに、違いはない。ただ、彼は、その要求に応えることは不可能ではない、と考えているわけである。したがって、そのような幹部から

の刑事たちに対する期待は、よりきびしいものになろう。そして、実績向上の可能性に関して刑事たちが異なった認識を有するとき、より問題性の大きな行動に出ざるを得ない危険性が、発生することになろう。

また、以上のデータによっても、少なくとも組織としての実績向上に対する内部的な要求があることは、明らかであると思われる。そのことは、たとえば、ある幹部が、「統計に出てこないタダバタラキをしているものもある。予算にしろ定員にしろ、統計で決まるんだよ」と述べて、刑事たちに、統計資料の迅速な作成を求めていることから、窺われる。

(3) 刑事たちの認識

そこで、刑事たちに関するデータを見ると、組織としての実績向上を要求されている、という認識は、彼らにも存在する。たとえば、中元を装って品物を送りつけたという選挙法違反の事件について、2人の刑事が、次のように話していた。

刑事A：中元の事件、もう2日待てば、(対応の申込だけではなく、被対応も成立して)一挙に40人検挙になったのに。

刑事B：警察としては、(早期の介入で)未然に防いだことが、いいんじゃないの。

刑事A：いや、1件1人(対応を申し入れた者)と、40人(申し入れられた者)じゃ、大違いだよ。実績全道一になるのに。予算のこと考えたら、そうすべきだよ。

刑事B：検察庁では、一応(40人についても)被対応で立てるらしいよ。向こうも予算のことあるからね。

実績と予算や定員との関係についての彼らの認識の妥当性は、明らかではない。しかし、刑事たち自身もまた、組織としての実績向上を求められている、と認識していることに、疑いはない。

そして、その認識に基づいて行動する刑事たちも、存在すると思われる。たとえば、ある刑事は、「他署管内で発生した事件を解決すると、〇〇署(この警察署)の解決率が上がるんですよ」(強行犯係)と、実績向上への秘訣のひとつを教えてくれた。

他方、組織実績向上のために幹部たちがきびしい要求をしてくる、と考えている刑事たちの中には、幹部たちへの反発を隠さない者もある。たとえば、私からある幹部が実績向上は可能だと考えていることを聞いた、ある盗犯係刑事は、「〇〇（ある幹部）は何とおっしゃったか知りませんが、そりゃ、寝ないでやればできるかもしれませんが、そんな昔カタギなことは、今の世に通用しませんよ。そうでなく、今のままで十分やれるというのは、刑事を知らない人ですよ。何というか、私の胸のうちは、そのへんのことで、モヤモヤしているわけですよね」と憤りを見せていた。

また、刑事自身が認識したものであるものの幹部たちからの要求が、より問題性の大きい積極的行動を導くことも、刑事たちの発言から窺うことができる。たとえば、「どこかで首ツリした係長がいたけど、あの気持ちわかるね。上の連中は、『やれ！やれ！』と言うだけなんだから、『圧』かけてね。どうしても無理してやらざるをえなくなる」（盗犯係）というのである。

そして、「無理してやらざるをえなくなる」ことの危険性は、実は、幹部たちも認識している。たとえば、異動を控えた刑事たちが、担当事件の未解決部分を減らそうとして捜査事故を起こしがちであること、を注意したある幹部は、「異動者が取り扱っていた書類・証拠資料は、直属上司が引き継ぐように、未決があることは何の不思議もないのだから、引き継いで行けばよいのである」と述べていた。

刑事たちが、組織実績向上への要求が存在する、と認識していることは、調査票データによっても、窺うことができる。たとえば、〔表4.10〕によれば、刑事たちの多数が、全件解決がタテマエになっている、と認識しているし、そのように認識している刑事たちの中での多数の者は、それが警察署としての実績を評価する基準になっている、とも考えているのである。また、〔表4.11〕によると、刑事たちの過半数が、最大の努力にもかかわらず実績が向上しない場合でも、警察署としては、否定的な評価を受ける、と認識していることが、窺われる。

表 4.10

〔項目. II 前・87〕	ときどき、「犯罪の <u>全件解決</u> が捜査の目標だ。」ということ を聞きますが、そういうスローガンが本当に <u>タテマエ</u> にな っていると思いますか。								
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">は い</td> <td style="width: 25%;">どちらとも いえ ない</td> <td style="width: 25%;">い い え</td> <td style="width: 25%;">(回答者数)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">73.8</td> <td style="text-align: center;">19.0</td> <td style="text-align: center;">7.1</td> <td style="text-align: center;">(42)</td> </tr> </table>	は い	どちらとも いえ ない	い い え	(回答者数)	73.8	19.0	7.1	(42)
は い	どちらとも いえ ない	い い え	(回答者数)						
73.8	19.0	7.1	(42)						

〔項目. II 前・88〕	それでは、そういうスローガンが <u>警察官個人の実績</u> をはか る尺度の1つになっていると思いますか。								
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">は い</td> <td style="width: 25%;">どちらとも いえ ない</td> <td style="width: 25%;">い い え</td> <td style="width: 25%;">(回答者数)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">48.4</td> <td style="text-align: center;">22.6</td> <td style="text-align: center;">29.0</td> <td style="text-align: center;">(31)</td> </tr> </table>	は い	どちらとも いえ ない	い い え	(回答者数)	48.4	22.6	29.0	(31)
は い	どちらとも いえ ない	い い え	(回答者数)						
48.4	22.6	29.0	(31)						

注：〔項目. II 前・87〕で「はい」と答えた者に対して。

〔項目. II 前・89〕	それでは、そういうスローガンが <u>警察署ごとの実績</u> をはか る尺度の1つになっていると思いますか。								
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">は い</td> <td style="width: 25%;">どちらとも いえ ない</td> <td style="width: 25%;">い い え</td> <td style="width: 25%;">(回答者数)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75.8</td> <td style="text-align: center;">15.2</td> <td style="text-align: center;">9.1</td> <td style="text-align: center;">(33)</td> </tr> </table>	は い	どちらとも いえ ない	い い え	(回答者数)	75.8	15.2	9.1	(33)
は い	どちらとも いえ ない	い い え	(回答者数)						
75.8	15.2	9.1	(33)						

注：同上。

表 4.11

〔項目. I・207〕	あなたは、「与えられた人員を最大限に動員し、 <u>實際上可 能な限度</u> いっばいの <u>超過勤務体制</u> を組んで処理にあたった が、どうしても犯人検挙の <u>能率が</u> あがらない。」という場 合、その <u>警察署の実績</u> としては、やはりマイナスになると 思いますか。								
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">は い</td> <td style="width: 25%;">どちらとも いえ ない</td> <td style="width: 25%;">い い え</td> <td style="width: 25%;">(回答者数)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">53.5</td> <td style="text-align: center;">18.6</td> <td style="text-align: center;">27.9</td> <td style="text-align: center;">(43)</td> </tr> </table>	は い	どちらとも いえ ない	い い え	(回答者数)	53.5	18.6	27.9	(43)
は い	どちらとも いえ ない	い い え	(回答者数)						
53.5	18.6	27.9	(43)						

もっとも、そうであるからといって、事件自体が無罪とされてしまう
ほど違法性が明らかな捜査行動を採ってもよい、とは考えられていない。

〔表4.12〕は、職務質問、搜索・差押、現行犯逮捕、緊急逮捕、通常逮
捕、などが違法とされたり、自供の証拠能力や証明力が否定されたり、
勾留請求が却下されたりすることによって、事件自体が無罪になった場
合について、個人または組織として、否定的な評価ないし処分があるか
どうか、を尋ねたものであるが、それによれば、刑事たちの過半数は、

個人については、それがあつたことを肯定してないが、警察署としては、否定的な評価を受ける、と認識しているのである。

表 4.12

〔項目・Ⅱ後・424〕 それでは〔415〕～〔423〕のようなことがあつて、そのため「無罪」になつてしまつたという場合は、どうだと思ひますか。

は い	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
38.1	42.9	19.0	(42)

注：〔415〕～〔423〕とは、調査票・第2部後半の項目番号である。それらは、職務質問、任意同行、各種逮捕、捜索・差押などが違法と判断された場合、自供の証拠能力や証明力が否定された場合、勾留請求が却下された場合などが、個人の実績としてマイナスになると思ひうかどうかを、尋ねるものである。ここで「どうだと思ひますか」というのは、やはり個人の実績としてマイナスになるかどうか、ということである。

〔項目・Ⅱ後・425〕 それでは、そのような場合、何か「内部的な処分」が行われると思ひますか。

は い	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
9.5	52.4	38.1	(42)

〔項目・Ⅱ後・426〕 それでは、そのような場合、警察署としての実績のうえで、マイナスの評価になると思ひますか。

は い	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
57.1	31.0	11.9	(42)

〔項目・Ⅱ後・427〕 それでは、そのような場合、警察署の幹部に対して、何か「内部的な処分」が行われると思ひますか。

は い	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
9.5	66.7	23.8	(42)

しかし、その知見は、基本的には実績向上を要求されている、という認識と矛盾するものではない。なぜならば、実は、事件自体が無罪になつてしまつたとすると、実績向上にならないどころか、実績低下になつ

てしまうからである。

かくして、刑事たちの多くが、組織実績向上への内部的な要求が存在し、そのために幹部たちが彼らにきびしい要求を出してくる、という認識を持っていることは、明らかである。そして、そのような認識に基づいて積極的捜査行動が採られうることも、また、容易に推測されるのである。

(4) 要 約

私のデータによれば、幹部たちは、明らかに、組織としての実績向上を求められている、と認識している。実績向上の可能性に関する認識では異なる幹部たちも、その点では一致している。

また、刑事たちも、幹部たちに対してそのような要求が向けられていることを、認識している。彼らの認識によれば、そのような要求が存在するために、幹部たちが、彼らに対して積極的行動への強い要求を出してくるのである。そして、彼らは、幹部たちのそのような要求に応えるために、無理をしてでも積極的行動に出ざるをえなくなる、と考えている。

かくして、組織実績向上への要求自体の存在を確認するデータはないが、少なくとも、幹部たちが具体的場面で見せる積極性への傾斜が、そのような要求に応えなければならない、という動機によって現れてくることには、疑いがないと言ってよい。⁽¹⁾

そこで、次の課題は、刑事たちをさらに一面的に積極性へ傾斜させるような、刑事たち個人に働きかける期待や統制のあり方を、検討することである。言うまでもなく、積極的捜査行動に出ること自体に満足を感じる刑事たちに対しては、そのような行動を採らせるにあたって、そのことを指示すること自体が、不必要であると考えられる。しかし、そうではない刑事たちがむしろ多いとすると、積極的捜査行動を求める幹部たちの指示の背後には、そのような刑事たちの功利的な判断に訴えかけて、その指示に従うことを余儀なくさせる、個々の指示とは独立の、より一般的な要求ないし統制が存在する、と考えなければならない。した

がって、少なくともそれに関する刑事たちの認識を明らかにすることが、次の課題となる。

- (1) 最近の新聞報道（朝日新聞1982年10月17日朝刊14版18ページ）によれば、千葉県ほとんどの警察署において、検挙率を上げるために、検挙率計算の分母になる認知件数を少なくする操作を行っていたことが、発覚したが、このケースでは、警察署の幹部クラスが不正報告に関与していた疑いが強いという。

第3項 個人実績向上への要求に関する認識

前項においては、基本的には慎重さを強調する幹部たちでさえ時には積極的行動を要求する理由として、組織実績の向上を求められているという彼らの認識を、検討した。本項においては、積極的行動への幹部たちの要求のあり方と、その効果について、検討してみよう。

言うまでもなく、幹部たちが、時により、個々の捜査過程において、積極的捜査行動を指示することは、前章において、すでに明らかとなった。本項において検討するのは、そのような指示が、刑事たちにとって、より一般的な方針であった慎重さへの指示よりも大きな作用を及ぼしえた、その理由である。

すでに前章において示唆され、前節において確認したように、刑事たちの多数は、積極的捜査行動に対して道徳的関与を示さない。したがって、幹部たちからの積極的行動の指示は、慎重さへの要求にはない、刑事たちの功利的動機づけに訴えかける、何らかのインセンティブないしサンクションを伴っている、と考えなければならない。

私は、それを、刑事たち個人の人事などに結びつけられた評価が、慎重さの側面においてはなされず、もっぱら検挙実績の側面において行われていることに、求めたいのである。そして、少なくとも刑事たちが、彼らに対するそのような期待と統制を認識していることは、以下のデータが示している。

(1) 警察学校における知見

刑事個人に対する実績向上の要求があることは、警察学校では、きわ

めて明快に、認められていた。たとえば、ある教官は、「探偵長（巡査部長）以下は、係長などからの圧力を感じているから、違法を犯しがちである」として、そのような要求の悪影響を述べていた。

そして、学生たちによると、与えられる目標が、成績評価の基準にされている、という。たとえば、ある正科生によれば、「目標は、ノルマではなく、努力目標だというのだが、実際は、それで評価されるし、試験でも考慮される」というのである。ちなみに、ある正科生によれば、「素行の成績評価は、減点方式。100点が満点」ということである。

そして、そのような要求が、刑事間での協力を妨げている、と論じられていた。たとえば、初級幹部科のあるクラスでは、刑事たちが互いに協力者を秘密にしあうことの理由について、「個人の実績を評価されるから。組織捜査と言ったところで、結局は個人の実績」とか、「目標管理で件数をかけられるからではないか。そのために、協力すればオチル事件も、解決できていないかもしれない」などと、述べられていた。

かくして、何らかの形で個人実績への要求が存在し、それが個人評価の基準になっていて、必ずしも好ましくない結果を生じていることは、共通の認識になっていると考えられる。そして、それに対応する何らかの事実が存在することも、とくに教官の発言などを考慮すると、かなり確かであると思われる。

(2) 幹部たちの言動

かりに警察学校における知見が正しいとすると、幹部たちの言動は、大いに注目しなければならない。なぜならば、刑事たちの実績向上を要求し、彼らの成績を評価しなければならない立場にあるのは、直接的には、幹部たちだからである。

それに関して、私は、まず、ある幹部が、他部門での成績評価を批判するのを、目撃した。次のようにである。

刑事A：外勤の評価は、減点法なんですよ。

刑事B：職質で言えば、30枚（職質カードを）あげて、（減点）0点さ。つまり、1当直について3枚平均さ。

幹部：それ、おかしいんでないの。そんなことやってるなんて、署長は知らないと思うよ。署長は、そんなやり方には反対だから。

刑事B：課長のやり方なんだろうか。(職質カードがあがってくると、刑事一課長と強行犯係長が決裁印を押す、という説明がなされる。)

刑事A：今日は少ないなあというときは、(午後)12時すぎから検問やったりしてね。警職法の要件にピッタリくる職質なんて、なんぼもないんでないかい。

幹部：検問なんて、根拠法令あると思ってんの。

刑事B：緊急配備の一斉検問は警職法でしょう。

幹部：あれは、職質ですよ。

刑事A：逃げるのもいるけど、どうにもならんもね。ライト消して逃げるから、ナンバーも見えないわけさ。

幹部：平均水準を決めておいて、それに従わせるってのは、よくないね。

刑事A：職質が少なきときは、ほかの方で稼ぐとか。そうすれば、点は取れるわけですよ。⁽¹⁾

そのような発言を見ると、少なくともその幹部は、刑事個人の実績評定など、行いそうもないように思われる。ところが、実はそうではない。

そして、その点で最も重要と思われるのは、幹部たちと係長たちによる、ある日の会合である。そこでは、とくに盗犯での実績の低下に直面して、その後の方針が検討されたのであるが、その際、係長たちからの発言はほとんどなく、もっぱら幹部たちから、方針が伝達されたのであった。

そこでは、まず、個人の評価を行うことが、宣言された。侵入盗犯を重点目標とし、「期間中は、盗犯係では、侵入盗以外は点にしない」というのである。

そして、成績の公表も宣言された。「あんまり成績の悪いのは、表にして張り出すからね」というわけである。

しかも、成績が人事に結びつくことも、強調された。「私も、来年〇月には移るからね。その時には、クズは飛ばすよ。あとから来る〇〇(職名)に迷惑かけられないもの。今年になって2回の異動でクズは出

ていって、優秀なのが入ってきたからね、クズは目立つよ」という。

残念ながら、私は、成績の公表や、次の異動が行われる時期まで、観察を続けることはできなかった。したがって、そのような幹部の発言が、実質を伴うものであったのか、単に言葉上だけのものであったのか、確認することはできない。私は、ただ、署内での配属を決定する際の幹部たちの権限を示唆するデータを、示しうだけである。すなわち、たとえば、この警察署へ異動してくる者たちが判明した際、幹部たちは、その者たちの現在の職場に電話をかけ、その上司から、年令、経歴、評価、などをきき出し、すでに55才になっている巡査部長や、調書の取り方が他人の2倍もの時間がかかるという巡査部長、などについて、刑事関係の2つの課に配属されないよう努力することを、話し合っていた。また、必要としている能力、技術を備えた者が乏しい場合には、「やあ、困った。鑑識やる人、全然いないんでしょ。でたらめだねえ」などと、道警本部を批判し、「課長会議で、できるだけ取ってくるから」と、決意を述べていたのである。

しかし、他部門に関する前記のような批判にもかかわらず、自部門についてそのような発言を行っていたことに、疑いはない。それは、それ自体で、個人実績に対する評価が行われ、それに基づいて異動などが決定される、という認識を刑事たちに持たせるには、十分なものである。そして、積極性へと傾く刑事たちの意識と行動をひき起こすのは、直接的には、その認識なのである。また、幹部たちのそのような発言が、組織実績の向上を要求されているという彼らの認識に基づくものであることは、前項の知見が示唆する通りである。

(3) 刑事たちの認識と行動

さて、幹部たちが、少なくとも言葉のうえでは、刑事たち個人の実績向上を要求することがあるとすれば、刑事たちの中にも、それを要求されている、という認識を持つ者が、生じるであろう。私のデータは、そのような予測を、支持している。

たとえば、〔表4.13〕によると、刑事たちの過半数は、「ノルマ」と

は言えないまでも、「努力目標」が与えられていることを、認めている。そして、「ノルマ」ないし「努力目標」が与えられている、と認識している刑事たちの多数は、それを気にしながら、捜査にあたっているわけである。

表 4.13

〔項目. I・181〕	あなたの場合、実績評価の基準になるような「ノルマ」的なものは与えられていますか。			
	「ノルマ」 がある	「ノルマ」とは 言えないが「努 力目標」的なも のはある	そんなものは まったくない	(回答者数)
	24.3	56.8	18.9	(37)
〔項目. I・183〕	あなたは、自分はそれを気にしている方だと思いますか。			
	はい	どちらとも いえません	いいえ	(回答者数)
	60.0	22.9	17.1	(35)

注：〔項目. I・181〕で「ノルマ」または「努力目標」の存在を肯定した者のみが回答するように指示してあったが、実際の回答から判断すると、その指示は行き届いていない。

また、それに対応する観察データも、少なくとも盗犯捜査については、得られている。たとえば、ある盗犯係刑事は、「刑事は、セールスマンと同じで、実績で評価される」と述べていたし、ある強行犯係刑事も、盗犯捜査について、「通知・検挙票は、盗犯では、個人ごとの記録にもなる。盗犯は、きびしいから」と語っていたのである。そして、〔ケース12〕に見られる、ある盗犯係刑事の、「機捜（機動捜査隊）は、身柄を1日に8件あげるとハッパかかっているそうで、いいことですね」という発言は、きわめて皮肉な調子を帯びてなされたのであって、その後には、自分たちにも向けられている要求への、批判が感じられる。

もっとも、他方では、捜査能率と両立しがたいものと認識されている手続遵守もまた、実績になりうるものと、考えられているかのようである。たとえば、〔表 4.14〕が示すように。

表 4.14

〔項目. II 後・47〕	あなたは、「捜査手続のルールに忠実であることが、 <u>警察官個人の実績として</u> 、高く評価されている。」と思いますか。			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
	53.5	25.6	20.9	(43)

しかし、私は、その調査票データに対応する刑事たちの発言を、まったく聞くことがなかった。また、朝礼で表彰が行われるのを、何度か観察することができたが、その際にも、手続への留意、法令への知識、などを理由とするものは、まったく見かけなかった。たとえば、ある日の例では、道警本部長表彰3件は、刑事1課と外勤課に関するもので、いずれも、連続窃盗の検挙を理由とするものであったし、署長表彰13件は、いずれも、交通課に関するもので、その理由の内訳は、青空駐車の一掃、情報入手、が各1件、あて逃げ・酒酔運転の現行犯逮捕、無免許・酒気帯び運転の検挙、が各2件、交通三悪の逮捕5件、が3件、反則事犯の検挙成績良好、が4件、というものであった。また、署長表彰のみが行われた別の日の例でも、刑事関係で、痴漢の検挙、が1件、全国指名手配被疑者の逮捕に導いた鑑識活動、が2件、防犯関係で、いずれも、年間累積評価として、家出人捜索願の大量処理500件以上、保安事件の大量送致600件以上、が各1件、福祉犯の検挙250件以上、が3件、という状況であった。すなわち、大部分は、領域こそ異なるものの、いずれも、検挙実績を理由としているのである。

このようにして、私は、実績向上の方向では、具体的な賞罰が行われていることを見聞することができたが、手続の慎重さの方向では、それがまったくなかったのである。その、後者の点に関しては、〔表4.12〕において、刑事たちの多数が、違法行為を理由として事件が無罪とされた場合について、個人に対する否定的な評価や処分があることを肯定していないことも、想起すべきであろう。

かくして、刑事たちの多数は、個人的に実績を上げることを要求されている、と認識しており、また、その認識の妥当性を推測させる事実

も、存在しているのである。ある盗犯係刑事は、「手続は慎重に、検挙率は上げろ、というんじや、どうしようもないもね」と述べていた。すなわち、幹部たちは、基本的には慎重さを求めているながら、時には、それと両立しがたい捜査能率を要求することによって、刑事たちの認識における役割葛藤をひき起こしていたのである。しかし、刑事たちは、その葛藤を、捜査能率を追求する方向において、解消していた。それは、少なくとも彼らの認識においては、慎重さの要求が、具体的なインセンティブないしサンクションを伴わないのに対して、捜査能率の要求は、きわめて強力なインセンティブないしサンクションを伴っていたからなのであった。

したがって、そのような要求自体、ないし、それを行う幹部の存在、不存在は、大方の刑事たちの行動の上に、劇的な変化をもたらす。たとえば、個人実績の要求が明示的に行われていなかった時点のある日、幹部たちが、会議のため、道警本部に向向していた際には、「エライ人いない時ぐらい、ゆっくりやろうや」（盗犯係）という声があがり、冗談を言い合う者、他署の友人に電話をかける者、ゆっくりと煙草を吸う者、などが続出し、刑事室は、きわめてゆったりした空気に包まれたのである。ところが、幹部たちの言動に関して言及したあの会合が行われた日から3日後には、「留置場は満パイ。ハッパかかったからね」（盗犯係）という状態が発生したのであった。22人も身柄が入って、留置場が満員になったというのである。「ハッパ」をかけられた刑事たちが、いかに懸命に働いたか、そして、その過程でどのような行動が採られたかは、想像に難くないであろう。

すなわち、刑事たちに対するインセンティブないしサンクションは、幹部たちからの矛盾し合う要求のうち的一方のみに刑事たちが従うように、作用しているのである。

(4) 要 約

刑事たちの多数は、個人としても実績向上を要求されている、と認識している。そして、たしかに、幹部たちの言動や、表彰の内容などから

判断すると、刑事たちにそのような認識をひき起こす客観的な状況も、存在していると言える。

他方、事件自体を失うほどの問題性を含む行動に出た場合でも、個人的にマイナスになるとは、感じられていない。また、手続に慎重であることへの具体的なインセンティブが存在するとは、思われない。すなわち、手続遵守をめぐるのは、ポジティブなサンクションが存在しないのみか、被疑者や市民に対する暴行などの事態に至らないかぎり、ネガティブなサンクションが与えられる、とも考えられていないのである。

すなわち、刑事たちに認識されたものとしては、彼ら個人に対する一般的な期待は、実績向上に大きく傾斜した形でしか存在しないし、データから推測される客観的な事態も、基本的にはそれに一致する。したがって、冒頭で述べた私の期待は、支持されたと言えよう。そして、そのような認識に基づいて、刑事たちが、いかに懸命に積極的捜査行動に従事するかについては、具体的なエピソードに関するデータが、得られたのであった。

そのようにして、きびしい勤務体制に不満を持っている者や、積極的捜査行動の適法性に疑問を感じている者でさえ、積極的捜査行動に献身的に従事することになるのである。

また、刑事たちに対するポジティブなサンクションが、積極的捜査行動による検挙実績にもっぱら向けられている、という事実は、積極的捜査行動自体に満足を感じるタイプの刑事たちにとっても、重要な意味を持っている。なぜならば、そのようなポジティブなサンクションは、異動や昇進との関係での功利的な報酬のほかに、それと与えられることによる規範的な意味での報酬も、伴うからである。たとえば、実績を認められ、表彰されることは、そのタイプの刑事たちにとって、その対象となった捜査に従事していた時の満足感を再びかみしめ、自己の有能さを確認し、同じタイプの刑事たちの間での自己の評価を高めることを、意味するであろう。

そのようにして、少なくとも刑事たちの認識のうえでの、彼らに対し

て具体的に行使されているサンクションが、検挙実績を基準とするものに著しく偏っているという事実は、積極的捜査行動に対して打算的関与しか示さない者にとっても、また、それに道徳的関与を示す者にとっても、異なったメカニズムにおいてではあるが、同一方向の捜査行動を導く作用を及ぼしている、と言えるのである。

- (1) 外勤警察における「点数」制度の、建前上の廃止と実質的な存続については、たとえば、佐野 茂『「実績評定」制度の沿革と現状』警察学論集 28巻10号(1975)72～104ページを参照。なお、私は、警察庁保安部外勤課が1981年に作成した資料を、たまたま目にしたことがあるが、それは、ほとんどの都道府県で目標管理制度が行われているが、本部が目標を示して本格的に実施しているものは23県(方面)にとどまり、わずかながら減少傾向にある、と述べて、評価にあたる幹部の負担が大きすぎ、きめ細かな助言・指導ができず、目標達成率の数値のみの概評に終わっていることを、そのひとつの原因として指摘し、制度の見直しを図る必要がある、としている。北海道での具体例としては、函館方面の例が挙げられているが、その年間目標は、刑法犯検挙8件以上、職質検挙6件以上、交通法犯検挙226件以上、職務質問950件、少年補導30件、注意報告30件、巡回連絡2～4巡、というものである。これに対して、潜在実績評価については、制度的に実施中のものが21都府県、試験中・検討中のものが11県あり、実態掌握、予防活動、奉仕活動、初動活動、服務活動、指導教養(巡査部長の場合)などの項目ごとに評価し、その総合得点によって、半年毎あるいは年間の賞揚を行っている、と述べている。これについては、北海道の例は示されていないが、これまた偶然見ることのできた、警察庁警ら部が1982年に作成した資料によれば、警視庁では、たとえば、職務質問については、「積極的かつ適切な職務質問により事件解決等に顕著な功績があった」ことが、警ら部長賞つの対象とされ、それは、さらに、端緒、職質および検挙時の状況、事件の内容、社会的反響、という4要素に分けられて、満点で100点となるように、評価基準と配点が設定されている。

第4項 要 約

本節においては、刑事たちに直接作用している要因を検討し、それとの関連で、第一線の幹部たちに作用している要因をも、検討した。

まず、刑事たちの積極的捜査行動の行き過ぎを抑制する方向では、幹部たちの、慎重さを求める捜査指揮が、行われていた。それは、捜査手続のあり方に関する幹部たちの一般方針に一致するもので、幹部たちの

努力や、彼らが直接に指揮している係長たちの努力は、真剣なものであった。したがって、明らかに違法となる行動が採られる可能性は、ほとんど存在しないと思われた。

しかし、幹部たちや係長たちにとって、下級刑事たちの行動を完全に統制することは、結局は、不可能なことである。また、彼らにとって、下級刑事たちの行動を常に抑制してばかりもいられない事情も、存在した。かくして、積極的捜査行動自体に満足を感じるタイプの刑事たちにとって、少なくとも直ちには違法とされない程度の問題性を含む行動に出る余地は、常に存在するのである。

他方、積極的捜査行動に打算的関与を示すだけの刑事たちにとっては、慎重さへの要求は、少なくとも、直接の監督を受けていない場合にも自発的に実現されるべきものとして感じられるものではなかった。なぜならば、刑事たちに対する具体的なサンクションは、手続的適正さを基準として行使されるものとは、認識されなかったからである。

それに対して、幹部たちが時に示す積極的捜査行動の要求は、具体的に行使されるサンクションの裏付を伴うものと認識されていた。なぜならば、刑事たちに対して具体的に行使されるサンクションは、もっぱら検挙実績に基づくものと認識されていたし、そう認識させるような幹部たちの言動があったからである。

そして、そのような認識は、積極的捜査行動に打算的関与しか示さない刑事たちにとっても、それに道徳的関与を示す刑事たちにとっても、ともに、積極的捜査行動を導く作用を及ぼしていた。なぜならば、認識されたものとしてのサンクションは、異動、昇任、などの関係における功利的な報酬のみならず、満足感、自信、同僚間での評価、などの関係における規範的な報酬をも、伴うからである。ある刑事たちに対しては、功利的報酬としての側面によって、積極的捜査行動に出ることを余儀なくさせるとともに、他の刑事たちに対しては、規範的報酬としての側面を通して、積極的捜査行動に出ることを促進する結果になるわけである。

そのようにして、刑事たちに対する期待や統制のあり方は、かりに幹

部たちが、基本的には慎重さを要求し、時折積極的捜査行動を要求するにすぎないとしても、刑事たちが常に後者を優先させざるをえないような構造になっている、とすることができる。

さらに、基本的には慎重な手続を強調する幹部たちでさえ、時には積極性を要求し、その実現の有無が具体的なサンクションの行使と結びついているかのような言動を行わざるをえない理由は、組織実績の向上を要求されているという、彼らの認識に求められる。彼らは、両立しがたい積極性と慎重さとを、個々の時点においては一方を優先させつつ、全体としては両方が追求されるような、そのような微妙な組み合わせで、実現していかなければならないわけである。

かくして、次のように述べてよいであろう。まず、基本的には慎重さを求める幹部たちに対して、組織実績向上の要求が課されることにより、慎重さと積極性を共に求めるアンビヴァレントな状況が発生する。ところが、慎重さを求める方向での統制は完全ではなく、具体的なサンクションもないのに対して、刑事たちに直接に向けられている具体的なサンクションは、もっぱら積極性を基準とする方向で、行使されており、しかも、功利的報酬としての側面と同時に、規範的報酬としての側面をも有する。かくして、積極的捜査行動自体に満足を感じる刑事たちの積極的な行動は、完全には統制されないと同時に、規範的報酬によって促進される。また、そうでない刑事たちは、とくに慎重さを貫徹すべき理由を見出せない反面、積極性への功利的報酬が存在するゆえに、要求された場合には、積極的捜査行動に献身的に従事することとなる。幹部たちが基本的には慎重さを強調することと、刑事たちの間に大きく2つのタイプが見られることを、所与の条件とすれば、彼らによって認識されたものとしての組織内での要因とその作用は、以上のように述べるのできるのである。

第5節 組織外部からの期待と統制に関する認識

前節においては、この論文の中核的な課題として、第一線警察官の認

識のレベルにおける、組織内部での期待と統制のあり方に関して、検討を行った。そこで、本節においては、警察組織の外部からの期待や統制のあり方と、その影響に関して、検討してみたい。

外部からの期待や統制に注目するひとつの観点は、それらを、組織内部での期待や統制のあり方を決定する要因として、とらえることである。換言すれば、組織内部での期待や統制のあり方を、組織にとっての環境に対する当の組織の適応として、とらえることである。それは、組織の社会学的分析における常道である⁽¹⁾、と言ってよいであろう。

しかし、残念なことに、幹部たちから刑事たちへの働きかけに関してはともかく、警察組織の中核から幹部たちに対する働きかけや、外部の要因と組織中核との相互作用に関しては、私は、直接には、一次データを持っていない。行為者自身の認識を基礎にしてその意識や行動を理解する、という方法論的な立場を採る以上、そのことは致命的である。すなわち、私は、組織中核が環境をどのように認識したのか、を知ることができず、したがって、組織中核が幹部たちに対して特定の働きかけを行ったのはなぜなのか、を理解しえないのである。

したがって、以下においては、第一線の幹部たちや刑事たちに直接に作用するものとしての外部からの期待や統制に関して、検討を行うことにしたい。それは、とくに、幹部たちや刑事たちに認識されたものとしてのあり方と、その認識の彼らの行動に対する影響、という角度から、検討される。また、幹部たちの認識が、刑事たちに対する彼らの期待や統制のあり方に作用を及ぼすものとして検討されることは、言うまでもない。

ところで、外部から期待や統制を及ぼしうる個人や集団は、ほとんど無限定に存在する。それらは、定義上、組織の境界外の、一切の個人や集団でありうる。しかし、そうであるとしても、当の組織にとって、恒常的に、かつ、相対的により重要な関係を保っている外部の個人ないし集団は、なお識別することができる⁽²⁾。私は、第一線の捜査担当者たちにとってのそのような個人ないし集団に、以下の議論を限定したいと思う。

かくして、検察官（検察庁）、裁判官（裁判所）、弁護士（弁護士会）、および、一般市民、ないし、より実質的には、マス・メディア、という、4種類の個人ないし集団からの期待と統制を、とりあげることにしよう。

その際に、それらからの期待と統制が積極的捜査行動をどのように要求しないし許容しているのか、ということが、当然に検討される。しかし、そこでより注意されなければならないのは、それにもかかわらず、幹部たちも刑事たちも、直ちには違法とならない程度の行動にとどまっている、ということである。前節において見たように、手続的な慎重さを求める方向では、有力な内部的サンクションは、認識されていない。したがって、いわば、積極性の上限を定める機能は、組織外部からの要因に、求めなければならないのである。

また、どのような方向におけるものであれ、それらからの期待や統制がどの程度の影響を及ぼしうるか、を検討するにあたっては、その期待や統制の主体である個人または集団と捜査担当者との間の、相互依存関係のバランスに、注意すべきである。なぜならば、一般に、ある組織が他の組織に依存する程度が高ければ高いほど、他の組織からの期待や統制は、その組織のうえに大きな作用を及ぼしうる、⁽³⁾と考えられるからである。

その際に、とくに重要と思われるのは、ある組織が、それが必要としている資源の供給を、どこまで他の組織に依存しているか、ということである。⁽⁴⁾ 当の組織が他の組織に全面的に依存するならば、前者は、後者による期待や統制に、全面的に従わざるをえないであろう。たとえば、警察と裁判所の関係は、基本的に、そのようなものであると想定される。警察官は、捜査過程においては、裁判官からの令状を必要とし、捜査終了後は、有罪と重い量刑を待望しているが、裁判官は、事件処理にあたって警察官の協力を必要とせず、むしろ、捜査が不十分または不適当な場合には、警察官に不利な決定を下しうるのである。それに対して、ある組織が、別の組織からも同一の資源を入手しうる場合や、当該組織の相手方である他の組織もまた、それが必要とする資源を、当該組織に依存する場合には、必ずしも一方が圧倒的に優位に立つとは言えなくなる。

たとえば、警察と検察の関係は、基本的には、そのようなものであろう。警察官は、検察官による勾留請求を依頼し、起訴を待望しているが、検察官もまた、証拠収集や、担当事件消化のために、警察官の協力を必要としているのである。

そして、外部の個人または集団の警察に対する基本的な関係を、そのような枠組で検討したうえで、それぞれの個人または集団が、その優位を、警察に対する期待や統制のうえで、どのような方向で、どのように生かしているか、あるいは、その劣位を、どのように補っているか、を明らかにすることになる。言うまでもなく、それは、幹部たちと刑事たちによって認識されたものとして、検討されるわけである。

最後に、内部的な期待や統制による効果と外部からのそれによる効果との関係のとらえ方を、確認しておこう。

言うまでもなく、最も常識的なアプローチは、客観的に測定された外部からの期待と統制を、これまた客観的に測定された内部的な期待や統制の形成要因としてとらえ、そのうえで、幹部たちや刑事たちの意識や行動に対する内部的な要因の作用を論じることであろう。しかし、すでに述べたように、内部要因のあり方と同じく、外部要因のあり方もまた、私の調査では、主として、彼らが主観的に認識したものとしてしか、知ることができない。したがって、そのアプローチを採ることができない。

私が直接にデータを提示しうるのは、その客観的な形態はどのようなものであれ、警察組織内・外の期待と統制が、とにかく彼らの意識のうえでどのように認識されているか、その意味において、彼らの意識に対してどのような効果を及ぼしているか、ということである。そして、繰り返し述べているように、捜査活動をめぐる彼らの意識と行動は、最も直接的には、彼ら自身のそのような認識によって影響されているものとして、とらえられる。

そうであるとする、ここで確認しておかなければならないのは、内部的要因に関する認識と外部的要因に関する認識との関係のとらえ方である。そして、その点に関するアプローチは、上記のような、客観的事

実としての外部的要因を、客観的事実としての内部的要因の形成・維持・受容の独立変数としてとらえるアプローチとは、異なったものとならざるをえない。

それは、簡単に言えば、外部的要因に関する認識が内部的要因に関する認識を規定する、というのではなく、外部的要因に関する認識が、内部的要因に関する認識と、相互に増幅し合い、あるいは、減殺し合うことによって、捜査行動をめぐる彼らの行動を形成していく、というとらえ方である。そして、さらに、彼らにとってより直接的に対応しなければならぬものが、外部的要因よりは内部的要因であるとする、むしろ、内部的要因に関する認識が外部的要因に関する認識の仕方に影響を及ぼす、ともとらえるのである。このアプローチは、実は、この論文のはじめに述べておいたのであるが、本節における本論に進む前に、改めて確認しておきたい。

私の研究の全体が探索的なものであって、捜査行動の説明としてこの論文が提示する結論がそれ自体仮説にとどまることは、繰り返し述べているが、限られたデータを私自身の視点で構成したという性格は、本節において最も著しい。この限界を、正面から認めておきたい。

- (1) 日本語による概観として、特集「環境変動と組織」1・Ⅱ、組織科学12巻1～2号(1978)、英語による最近の概観として、Richard H. Hall, *Organizations: Structure and Process*, 3rd ed., Englewood Cliffs, N. J.: Prentice-Hall, 1982. 古典的研究として、ポール・R・ローレンス、ジェイ・W・ローシュ(吉田博・訳)『組織の条件適応理論』産業能率短期大学出版部(1977)(Paul R. Lawrence & Jay W. Lorsch, *Organization and Environment*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1967), などを参照。
- (2) 焦点となっている組織とそのような関係にある組織群を、組織セットと呼ぶことがある。William Evan, "The Organization Set: Toward a Theory of Interorganizational Relations," in James D. Thompson (ed.), *Approaches to Organizational Design*, Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, 1966, pp. 173-191.
- (3) Michael Aiken and Jerald Hage, "Organizational Interdependence and Intraorganizational Structure," *American Sociological Review*, 33, 1968, pp. 912~930を参照。

- (4) J. Kenneth Benson, "The Interorganizational Network as a Political Economy," *Administrative Science Quarterly*, 20, 1975, pp. 229~249, Jeffrey Pfeffer & Gerald R. Salancik, *The External Control of Organization: A Resource Dependence Perspective*, New York: Harper & Row, 1978, などを参照。

第1項 弁護士からの統制に関する認識

第一線の警察官たちが積極的な捜査行動を行う場合に、最も対立的な関係に立つのは、被疑者の弁護士である。弁護士は、被疑者との接見を通して、自己負罪的な供述を行わぬよう教示することにより、自供獲得への機会を、警察官たちから奪うことができる。また、弁護士と被疑者との頻繁な交通は、警察官たちに対して、捜査行動の中断を余儀なくさせるであろう。さらに、起訴後の段階においては、弁護士は、警察官たちの行動を批判し、証拠の証拠能力や証明力を失わせ、重い量刑を阻止し、ある場合には、有罪を妨げることすら、可能である。そのようなして、弁護士は、警察官たちに対して何らかの資源を供給する地位にはないが、彼らの資源獲得を妨げうる地位にはある。

しかし、多くの被疑者たちは、弁護士を自力で雇う資力を有しない。また、被疑者の段階では、国選弁護人の制度はない。したがって、捜査段階では、弁護士は、捜査活動を抑制しうる地位につくこと自体が、困難である。さらに、かりに弁護士が選任されたとしても、彼は、取調や引き当りに立ち会うことができない。そして、ある場合には、警察官は、検察官を通して、弁護士と被疑者との接見・交通を制限することができる。すなわち、その限度において、警察官たちは、弁護士という資源を被疑者が行使することを、統制しうる地位にある。

起訴後も、多くの被告人たちは、弁護士を自力で雇うことはできない。そこで、国選弁護人が付される。しかし、その場合には、捜査段階において発生した事実について、必要かつ十分な知識を得ることが難しく、したがって、それを必要とする公判活動も、困難である。

かくして、かりに捜査段階で弁護士が選任されても、彼は、警察官た

ちの捜査行動をその場で監視することができない。そして、その選任自体が稀なことであるから、捜査段階では、弁護士は、警察官たちに対する脅威とは、ほとんどならないであろう。また、かりに公判段階で国選弁護士が付されたとしても、その活動も、彼らに対する重大な脅威とはならないと考えられる。すなわち、基本的には、警察官たちは、弁護士に対して、著しく優位に立っていると思われる。彼らは、問題となる行動が、明らかに違法とされたり、容易に外部に知られてしまうようなものでないがぎり、弁護士との関係では、積極的捜査行動を控えなければならぬ状況には、ないのである。

それでは、弁護士たちは、わずかに可能な機会を、どのように生かしているのであろうか。

この点に関して、ある幹部は、「被疑者段階で弁護士がつくこともある。〇〇（別の幹部の職名）は、あとで問題になるくらいなら（接見・交通を）自由にさせてやれ、と言っている。（弁護士がついたからといって）証拠いんめつはないと思うが、勇気づけにはなるだろう」と述べていた。「あとで問題になるくらいなら……」という部分は、公判段階における弁護士の活動をおそれているものと考えることができる。しかし、「自由にさせてやれ」という余裕を見せるのは、弁護士が選任されたからといって「勇気づけ」ぐらいにしかならない、という認識の反映とも、考えられるのである。

そして、その「勇気づけ」ぐらいにしかならない状況ですら、稀にしか発生しないと認識されている。たとえば、ある幹部によれば、「被疑者段階で弁護士がつくのは、知能犯、公安関係が中心で、全体では、20件から30件に1件くらい」というのである。私自身も、盗犯、強行犯に関するかぎり、捜査段階で弁護士が選任されたケースは、まったく見聞しなかった。

それに対して、刑事たちの間からは、利用しうる機会さえも生かさうとしない弁護士たちに対する、被疑者たちの観点からの批判が、きかれた。たとえば、ある盗犯係刑事の、「弁護士ってのも、キタナイねえ。

管理室（留置場の）にいと、よくわかるね。弁護士接見には立会はないけど、声はきこえてくるからね。『アンタ、保釈になりたいんなら、いくら出す』ってんだから。とくにはっきり言うのは、〇〇（ある弁護士）だね。とくに、暴力団なんて、保釈が目的だから。暴力団のウワマエはねてんのさ。国選なんか、接見に来ないで、電話ですませるのも多いよ。（電話を取り次ぐのは）本当はダメなんだけど、知り合いになると、断り切れない。『ワタン、（接見には）行きませんよ。公判には行くけどね』って言うんだから。公判じゃ、『検察官主張の通り犯罪事実を認めますか』ときかれて、『はい、認めます』って言うんだから。どこかひとつくらい、突こうと思えば弱点はあるはずだよ。まじめなのは、若い弁護士だね。生意気だけど」という発言のように。また、〔ケース17〕においても、「国選なら大したことないけどね」（強行犯係）という発言が、見られるのである。

かくして、幹部たちにとっても、刑事たちにとっても、弁護士は、通常のケースでは、それとして意識するまでもない存在、ということになるろう。したがって、弁護士は、第一線の捜査に対しては、重要なインパクトを与えていない、と言ってよいであろう。

第2項 検察官からの期待と統制に関する認識

警察官たちに対する検察官の関係は、刑事たちに対する幹部たちの関係と類似の、アンビヴァレントな要素を含んでいる。すなわち、あまりにも積極的な捜査行動がなされることは抑制しなければならないが、そうであるからといって、積極的捜査行動がまったく行われないうちは、担当事件の捜査を遂げ、起訴・不起訴の決定を行うことができず、また、有罪や重い量刑を獲得することもできない。他方、警察官たちの行動を直接に監視しえない点では、幹部たちよりも困難な地位に置かれている。

そのような一般的状況の中で、検察官が、慎重さを求める方向で警察官たちに働きかけるには、大きく、二通りの方法がある。ひとつは、能率的な捜査・取調のために警察官たちが必要としている勾留を、請求し

ないことである。もうひとつは、いわゆる一般的指揮権をテコとして、手続的に適正でない事件は、送致されても受けつけず、また、起訴しない、と告げることである。すなわち、検察官は、それらの方法で、警察官たちが必要とする資源の供給をコントロールし、それを通して、警察官たちの行動を統制しうる、と考えられるのである。

それに対して、検察官が警察官たちの積極的捜査行動を必要とする場合には、後者が前者の必要とする資源の供給を統制し、後者を統制する力を持つことになる。なぜならば、通常の事件では、検察官には、自ら捜査・取調を行う能力がないからである。検察官は、警察官たちによる捜査・取調を前提とする補充的な取調を行うことはできても、捜査・取調を全面的に行う人員・設備を有しないために、警察官たちによる証拠収集に依存せざるをえないわけである。しかも、その場合も、一般的指揮権を通して働きかけうるにすぎないから、検察官は、特定の証拠物の発見や自供の獲得を依頼するよりも、主として、警察官たちに自由に積極的捜査行動を展開させる、という方向に傾かざるをえない、と考えられるのである。

そこで、かりに警察官たちが積極的捜査行動に出ようとしている場合に、検察官がそれをどの程度まで抑制しうるかは、避けがたい問題として存在する統制の間接性を別とすれば、検察官もまたどの程度に有罪獲得の能率を要求されているか、に依存することになる。そして、その要求が、きわめて大きなものとして、少なくとも検察官によって認識されているとすれば、検察官は、警察官たちに対して慎重さを強く求めることができず、また、警察官たちは、積極的捜査行動での協力と引き換えに、慎重さを求める方向での統制を弱めるよう、要求しうることになろう。

それでは、幹部たちや刑事たちに認識されたものとしては、検察官からの期待や統制は、実際にはどのようなものであろうか。データを検討していこう。

(1) 幹部たちの認識

まず、幹部たちの認識を検討すると、検察からの警察の独立が強調さ

れ、検察官から指示を受けることに対して、好感を持っていないことが、窺われる。たとえば、〔ケース17〕における、「警察は、旧刑訴のような検事の補助機関ではない。検事に、具体的・個別的な指揮権はない」という発言が示すように。また、ある幹部は、「警察では、公権解釈は、刑事企画課から、最高判決に基づいて、出してくる。検事の解釈と異なる場合も出てくる」と述べて、法解釈に関しても、独立性を強調していた。

しかし、それにもかかわらず、検察官が、警察官たちにとって重要な意味を持つ決定を独占していることは、明確に意識されている。そして、その意識は、起訴・不起訴の決定、とくに不起訴とされることに関して、最も強く現れている。たとえば、〔ケース17〕において、「警察としては、(検察官に)『嫌疑なし』を出されると、プライドにかかわる」とか、「有罪判決を得るためには、(検察官の)『証拠不十分』という判断が、困る」と述べられているように。

幹部たちは、自身の捜査について、基本的には、強い自信を持っており、検察官がそのような判断を下すことについて、不信と不満を隠さない。そのことは、たとえば、〔ケース17〕における、「検事は、とくに知能犯で、政治的考慮をする」という発言や、「(証拠不十分とされた場合には)『裁定書をよこせ』と言ってやるが、なかなかくれない。そのうち、担当検事が転任になって、うやむやになる」という発言から、窺われる。

しかし、それにもかかわらず、検察官のそのような判断に従わざるをえないことには、違いがない。したがって、そのような権限をテコにして、検察官が強い指導を行ってくるならば、それは、幹部たちにとって、無視しえないものとなるであろう。そして、その指導が、たとえば、慎重さを求める方向で一貫しているならば、幹部たちの刑事たちに対する期待や統制もまた、慎重さを求める方向で貫徹されるであろう。

ところが、幹部たちが認識するところでは、検察官からの要求には、慎重さを求めるものと、積極性を求めるものが、混在しているのである。たとえば、慎重さを要求されている、という認識を窺わせるものとしては、係長たちに対する、ある幹部の「月に4回くらい、(本部の)刑事部

長が検事に会うことがあるけれども、そこで、書類の作り方がズサンだということで、〇〇署はダメだ、と言われることがある」という発言がある。それに対して、たとえば〔ケース17〕における、「検事は『早く〇〇（逮捕ずみの被疑者によって主犯であると主張されている者）を調べろ』と言っているが、警察としては、あくまで基礎捜査から固めたい」という発言からは、捜査の進展を要求されている、という認識が、窺われるのである。

言うまでもなく、すでに検討した組織実績向上への要求を課された状況での幹部たちは、検察官からの積極的捜査行動への要求に、とくに応じやすくなる、と考えてよいであろう。

以上が、幹部たちが認識したものとしての、検察官からの期待や統制のあり方である。

(2) 刑事たちの認識

続いて、刑事たちに認識されたものとしての、検察官からの期待と統制を、検討しよう。

まず、刑事たちは、通常の事件においては、検察官が実際に捜査を行うことは、ほとんどない、と考えている。たとえば、「(現場検証は)検察官が指揮するのが本当だが、自分たちだけでやるのが、ほとんどになっている。検事が来ても、ただ見ているだけ。ところが、(検察官が現場に来ないので、やむをえず自分たちだけでやると)時によると、(検察官から)誰の指揮でやった、と言われる。検事とは、いつもケンカですが、向こうは、人手不足なんですよ(強行犯係)」という発言によれば、本来は検察官が主導すべき場合ですら、自分たちがやらざるをえなくなっている、とさえ、認識されているわけである。

そのように、捜査・取調の経験において、自分たちの方が検察官を圧倒的にしのいでいる、と考えられているとすれば、その技術においても自分たちの方がすぐれている、と考えるのは、当然のことであろう。たとえば、〔ケース17〕における、「警察で落ち(自供し)なくて、検事で落ちるなんてことは、100件に1件ぐらいいだね」(強行犯係)という発言

が示すように。

したがって、自らは捜査・取調にほとんど加わらず、また、その能力も劣っている検察官から指示を受けることに対しては、明らかな反感が存在する。たとえば、〔ケース17〕における、「第1事件(余罪)の方は、今日中に送ってしまおうと思ってさ。〇〇(ある幹部の職名)が今日中に送ってしまえと言うから、(送致の準備を)やってるんです。〇〇は、とにかく送ってしまって、これから出たやつ(証拠)は追送すればいい、と言ってます」(強行犯係)という発言から窺われるように、警察には、いつまでもひとつの事件にばかり関与しているわけにはいかない、という事情がある。そのような状況で、検察官から、さらに捜査・取調の続行を要求されることは、耐えがたい負担である意識される。たとえば、〔ケース17〕においては、ある強行犯係刑事が、「検事は、(余罪について)ああでもない、こうでもない、注文つけてきているけれどもね、検事としては、そんな供述(動機の一部が、〇〇という男に対するウラミであるという)があった以上、〇〇をツブシておかないと安心できないんでしょ」と述べ、ある幹部が、「検事は、できるだけ(送致を)遅らせようと思って、いろいろケンセイしてくるんですよ」と語っているし、別の強行犯係刑事も、「検事から電話があって、『放火の第1事件(余罪)を送る気なら、その前に連絡してくれ』と言ってきた。こんな程度で送ってもらっちゃ困るということらしい。〇〇(逮捕されている被疑者によって、余罪の動機の一部が、その者に対するウラミにある、とされている男)をつかまえないきゃどうにもならないということらしい。しかし、そんなこと言ってもねえ」と述べているが、検察官のそのような要求は、刑事たちの反感を駆り立てることになる。そして、ある場合には、検察官の無能さの現れであるとすら、みなされるのである。たとえば、同じく〔ケース17〕における、強行犯係刑事たちの、「(検察官が)まだ文句言ってるの? 白衣の位置が合わないとか何とか」「あの検事は、いつもうるさい」「自信ないんだろうさ」という会話が示すように。

しかし、そのように反発を示していても、検察官からの要求を無視す

るわけにはいかない。そこで、たとえば、[ケース17]において、「(検察官が) 犯行時の着衣を出せというので、くつ下を出したし、これからシャツを出す、(それからは、点火に使ったという) 油は出ないだろうなあ」(強行犯係) と述べられているように、その要求に応えるべく、努力がなされることになる。

そして、刑事たちが認識している検察官からの要求は、基本的に、より多くの証拠を求めるものである。したがって、たとえば、[ケース17]において、「検事は、無罪になればメンツにかかわるから、現場と同じ条件の実験を要求している」(強行犯係) と述べられているように、刑事たちは、手もとにある設備で、なんとか実験を試みようとしさえする。

そこで、重要な問題は、そのような認識の結果として、刑事たちが、検察官は慎重さを求めている、と認識することになるのか、それとも、積極性を求めている、と認識することになるのか、ということである。そして、刑事たちが認識したところによれば、検察官は、より多くの証拠を要求し、より十分な捜査を遂げたあとでなければ送致しないよう求めている、というのであるから、刑事たちが、検察官は慎重さを求めている、と認識していることが、予想されよう。

しかし、事実は、反対である。刑事たちにとって、より多くの証拠によって裏付けられた十分な捜査とは、より長期の身柄拘束を活用し、よりきびしい取調を行うことに、ほかならない。したがって、刑事たちは、十分な捜査を求められている、という認識から、より長期にわたる、より積極的な捜査行動を求められている、という認識に至るのである。たとえば、ある強行犯係刑事が、「検察官は、無罪事件を出すことを極度におそれるから、とにかく強い捜査を要求してくる。不起訴にする心を固めると、有罪心証が得られる調書を送っても、検察官調書として採用せず、あくまで切りすてる」と語っていたように。そこで、捜査行動が違法とされることによって事件を失う危険性が度外視されていることに、注意しなければならない。そこで意識されているのは、積極的捜査を十分に行わなかった結果、十分な自供や物証が得られなかったことによる、

危険性なのである。

すなわち、刑事たちにとって、検察官からの期待や統制は、もっぱら積極的捜査行動を求めているものとして認識されるものである。そして、それが、前節で検討した内部的な期待や統制におけるのと同じパターンであることに、注意すべきである。

(3) 要 約

以上が、幹部たちと刑事たちの認識を通して見た、検察官からの期待と統制である。それによれば、内部的な期待と統制に関するのと同じパターンが現れている。すなわち、幹部たちは、慎重さと同時に積極性をも要求されている、と認識しているが、刑事たちの認識は、もっぱら積極性を要求されている、という方向に傾いているのである。

そして、おそらくは、幹部たちにおいても、刑事たちにおいても、彼らの認識を通じたものとしての内部的な期待や統制と検察官からの期待や統制は、捜査活動をめぐる彼らの行動のうえに、相乗的な効果を及ぼしていると、考えてよいであろう。

すなわち、まず、幹部たちにとっては、内部的に組織実績の向上が要求されている状況においては、検察官たちからの積極性への要求のみが強く意識されることになり、内・外からの積極性への要求に応えるべく、刑事たちに対して積極的な捜査行動を要求することになろう。また、刑事たちにとっては、実効的なサンクションを伴った内部的な期待や統制が、すでに見たように、もっぱら積極的捜査行動を求める方向で与えられているために、外部からの期待や統制に関しても、積極性を求めるもののみが強く意識されることになり、そのように認識された内・外からの要求に応えるために、積極的捜査行動を懸命に展開することになろう。

いずれにせよ、検察官からの期待や統制は、容易に外部に知られうる、ただちに違法とされる行動を抑止する以上には、慎重さを求める方向での効果を有しないと思われる。

第3項 裁判官からの期待と統制に関する認識

警察と裁判官の相互依存関係は、制度的には、警察の片面的な依存であり、したがって、統制力においては、裁判官が圧倒的優位に立っているように見える。警察は、各種の令状・許可状に関して、裁判官に直接に依存しており、勾留、勾留場所、有罪、重い量刑に関して、検察官を介して、間接に依存している。それらは、いずれも、警察にとって、決定的に重要な資源である。それに対して、裁判官は、その任務の遂行にあたって、警察に何らかの資源の供給を依存することはない。むしろ、裁判官は、令状発行や勾留判断に必要な資料や、要求された証拠能力と証明力を備えた証拠を、警察官が供給しなかった場合には、令状発行や勾留を拒否し、あるいは、無罪にすることによって、警察官に対する資源の供給を打ち切り、ネガティブなサンクションを加えることができるのである。

しかし、慎重さを求める方向での期待と統制という観点からは、弱点がないわけではない。それは、裁判官は、警察に対して、検察官よりもさらに間接的な、しかも、主として事後的な統制しか行えない地位におかれており、しかも、事後的な統制の主要な場面である公判においては、すでに実効性の乏しさが明らかになった弁護士の活動に依存している、ということである。

そこで、警察官たちに認識されたものとしての実際はどうか、データを検討してみよう。

(1) 警察学校における知見

警察学校におけるデータは、もっぱら教官たちに関するものである。それによれば、まず、裁判官による判断への関心は、きわめて高いと思われる。「自分で扱った事件では、裁判結果に関心を持つ」というわけである。

そして、裁判官に対する批判は、もっぱら、積極的捜査行動に対する抑制に関して、述べられる。たとえば、「若い裁判官は警察の実際を知らない。だから、令状や勾留を却下する」「裁判官が警察の主張を認めないのは、捜査を知らないから。窃盗などの被害者になってみれば、わかるのだが」「令状を却下する判事補は、法律一点張りだが、それは、世

間を知らないから」というのである。そして、「高裁判事あたりが共鳴できる」などとも言われる。それらの発言は、裁判官が、警察官が必要とする資源をいかに統制しうる地位にあるかを、明らかに示しているものと言えよう。

したがって、その限りにおいては、裁判官による統制が、警察官の重要な関心事となっているかのように、思われる。しかし、問題は、裁判結果へのそのような関心が、裁判官による捜査行動の批判に向けられているのかどうかであり、また、裁判官へのそのような批判が、裁判官による一貫した判断に向けられているのか、あるいは、ごく稀な判断に向けられているのか、ということである。幹部たちと刑事たちに関しては、それらの問題を意識しながら、データを見ていこう。

(2) 幹部たちの認識

幹部たちのデータからは、裁判官からの期待と統制に関する認識のうえで、2つのグループが識別される。そして、それは、捜査行動一般に関して慎重さを強調する者と、そうでない者との違いに、対応するのである。

捜査行動に関して慎重な一般方針を示していた幹部たちは、同時に、公判の段階で問題にされる可能性を、より強く意識する者でもあった。それは、たとえば、〔ケース17〕における、「A（逮捕された被疑者によって主犯であると主張されている男）は、賭マージャンなどで借財しているから、動機はないわけではないが、たとえ（この段階で取り調べて）自供が得られても、B（同じく、Aに依頼されて被疑者も加わるよう被疑者に持ちかけてきたとされている男）がいない以上、公判廷でひっくりかえるおそれがある。弁護士がつけばひっくりかえるだろう」という発言や、ある幹部の、「〇〇（別のある幹部の職名）は、あとで問題になるくらいなら（被疑者と弁護士の接見・交通を）自由にさせてやれ、と言っている」という発言から窺われる認識である。

それに対して、一般的に積極性を強調していた、この警察署の捜査幹部たちの中での少数派は、裁判官への批判を展開する。たとえば、「先生

は、ススキノあたりへ出るんでしょ。出てみないと、実態はわからないね。暴力団が一体どんなことをやっているかということね。最近司法試験に通ったばかりという若い裁判官は、そこがわからないんだね。わかってくれるのは、年配の簡裁判事くらいだね」というのである。しかし、そのような幹部は、裁判官による統制の危険性を、低く認識している。たとえば、「必ずしも証拠排除されるとはかぎらないから、(任意性に疑いのある尿検査や身体検査も)やる価値はある」と述べるのである。

かくして、一見したところでは、裁判官による期待と統制のあり方に対する幹部たちの認識は、混乱している。

しかし、さいわいにして、私は、私が見聞しえた諸事例における、裁判官による審査の結果を知っている。すなわち、第2章からも明らかのように、幹部たち自身ですら疑問を禁じえない行動も採られていたにもかかわらず、少なくとも捜査の段階においては、幹部たち、または、検察官からの請求が却下されたことは、1度もないのである。したがって、わが国全体における裁判実務の大勢とされているところから判断すれば一応の問題性が意識されてよい場合でも、少なくとも私が観察した特定の地域においては、裁判官が実態を知りえなかったか、あるいは、実態を知りえても自覚的に許容することによって、問題性を検討されずにすんでいた、と推測してもよいであろう。

かくして、積極性を強調する者の認識の方が、事実により近かったことになる。すなわち、私が観察した特定の地域においては、そのような幹部にとって好都合な裁判実務が行われていたことになるろう。

反対に、慎重さを強調する幹部たちは、直面している裁判実務よりも内輪に、言い方によっては、不必要に慎重に、基本方針を立てていたことになる。しかし、そのような彼らも、組織実績向上のためには、時によって積極性を求めざるをえなかったのであり、そのような場合には、裁判官は妨げとならなかったのである。

(3) 刑事たちの認識

まず、令状審査を中心とする捜査段階での統制に関しては、刑事たち

は、それが重大な脅威であるとは、意識していない。たとえば、ある盗犯係刑事が、「自分で扱っている事件の令状は、自分で取りに行くね。(他人では) 裁判官にきかれて(尋ねられた場合に) 答えられないから。もっとも、きかれるのは、10件に1件ぐらいだけだね。証拠や疎明資料がしっかりしていれば、説明を求められることはないね。書記官に渡して、裁判官の手もとにあるのは10分ぐらいでないかい。ポイントだけパッパッと見るからね」と語っているように、裁判官が要求している令状発行の要件をみたすことは困難ではなく、審査自体も簡単である、と考えられているのである。

それに対して、公判段階における統制については、一見したところ、はるかに敏感である。たとえば、「あくまで公判維持を考えて捜査する」という発言は、繰り返しかれたのであった。そして、必ずしも自信がない場合には、たとえば、〔ケース17〕における、「1回で求刑まで行くらしいよ。国選弁護人は供述調書に同意したっていうもね。2回目で判決が出るんでないかい」(強行犯係) という発言のような、希望的観測が述べられることにもなる。

しかし、その敏感さは、慎重さを求める方向へ向かう性質のものではない。それは、自供が覆えされたり、証拠が欠けている部分が発見されたりするような事態に対するものである。したがって、実は、より長期の、より積極的な捜査・取調へと導くものなのである。

また、かりに公判において捜査行動の適法性が争われ、刑事たち自身が証人となる事態に至ったとしても、彼らは必ずしも慌てない。なぜならば、彼ら自身と被告人を除けば、直接の証人は存在しないことが多いのであるから、彼ら自身が認めないかぎり、捜査行動が違法とされ、証拠排除や公訴棄却に至る可能性は、まことに乏しいのである。そのことは、たとえば、「私なんか、公判はスポーツだと思うから、あげ足とられるようなことは言わんようにしているもね。一番いやなのは、捜査の過程を始めから話してほしいという質問だね。いろいろ話しているうちに、思わずまずいことも言ってしまうからね。ある時は、ほかの被疑者を全

部ツブシたのかと質問されたから、ほかに容疑者はいないと答えたら、それを否定する内容を持った調書が検事側にあつて、検事にこっぴどく叱られたもね（強行犯係）「公判なんてスポーツだと思ってるから、弁護士が、『あんたを証人に呼ぶからね』と言ってきても、『本当のことを言うとはかぎりませんよ』と答えてやりますよ。つごうの悪いこともありますね。公判で、『検事と打ち合わせたでしょう』ときかれたら、『それがいけないんですか』と答えますよ」（強行犯係）「（任意出頭が実質的には逮捕ではなかったか、と争われたことがある。実際には、相手が逃げ出した時に）『つかまえてくれ』と叫んだのだが、そう言うと逮捕行為になってしまうから、『待て』と言ったように答えた」（盗犯係）などという発言から、窺うことができる。

そのようにして、かりに裁判官によって不利益な判断が下されることがあるとしても、それは、きわめて稀であるし、また、かりに捜査行動の適法性が争われたとしても、不利益な判断が下されることを回避するのはそれほど困難ではない、と考えられているように思われる。裁判官に対する関係での、刑事たちの主要な関心事は、有罪と重い量刑を獲得するために必要な積極的捜査行動をどこまで尽くしたか、ということなのである。

(4) 要 約

裁判官からの期待と統制は、慎重さを求める方向では、幹部たちと刑事たちの意識と行動のうえに大きな作用を及ぼしていない。実際のところ、幹部たち自身や刑事たち自身がその適法性に関して疑問を抱く捜査行動がなされても、裁判官がそれを問題にすることはほとんどない。それは、捜査行動をその現場で統制しえないという制度的状況によるほか、裁判官が自覚的に許容していることにもよる、と考えられよう。すなわち、裁判官は、結果的には、幹部たちの多数や、刑事たちのかなりの者よりも、捜査手続に関して積極的な観点を許容したことになるのである。

したがって、幹部たちにとっても、刑事たちにとっても、裁判官に対する関係での最大の関心事は、証拠が不足のために量刑が軽くなったり、

無罪となったりする危険性である。その危険を避けるために、さらに長期の、さらに積極的な捜査行動が指令され、行われることになる。彼らが裁判官に対して示す反感は、ごく稀な事例、または、ごく少数の裁判官に基礎を有するにすぎない。

かくして、裁判官による期待と統制は、慎重さを求める方向では、外部に容易に知られうる捜査行動で、異論なく違法とされるものを抑止する限度でしか、機能していないと思われる。

第4項 一般市民ないしマス・メディアからの期待と統制に関する認識

前3項は、いずれも、刑事司法過程に直接に関与している者たちからの期待と統制の効果を、検討した。本項においては、警察組織外部からの要因の最後として、一般市民による期待と統制を、検討してみよう。ただし、警察官は、個々の事件における被害者や告訴人などを除く一般市民の反応を、主として、マス・メディア、とくに新聞による報道を通して知ると考えられるから、以下においては、主として、それによる期待と統制に関して、注意を払っていこう。

はじめに、警察と一般市民の制度上の相互依存関係を、整理しておきたい。

まず、一般市民に対する警察の依存である。簡単に言えば、警察は、一般市民からの通報がなければ、事件発生や、手配中の被疑者の所在を知ることができず、また、一般市民の協力がなければ、捜査と公判維持に必要な証拠や証言を得ることができない。それに対して、一般市民は、証人として召喚される場合などを除けば、通報すべきか、協力すべきか、自身において判断することができる。その意味で、一般市民は、警察が必要としている資源のうちでも、きわめて重要な部分を統制する地位にあると言える。

しかし、一般市民もまた、警察に対して、きわめて重要な資源の供給を、依存している。その資源とは、安全である。言いまでもなく、通報や協力を控えることができる一般市民と異なり、警察は、通報や告訴・告

発を無視することを許されていない。警察は、それらに基づいて一応捜査に着手したうえで、理由がないと判明した場合にのみ、捜査を打ち切ることができる。したがって、警察による安全の供給は、自動的になされるものであるかのように見える。しかし、実際には、警察は、人員、資金、設備、その他の制約により、選択的な捜査を余儀なくされている。すなわち、警察は、一般市民に対して安全を供給すべく義務づけられていると同時に、事実上その供給を統制する地位にもあるのである。

かくして、全体的なバランスをとると、警察が一般市民に統制される関係が成立している、とは必ずしも言えない。すなわち、警察は一般市民の協力を必要とするが、一般市民も、警察の活動を求めるためには協力せざるをえない、というわけである。そして、一般市民が被害者となった場合には、両者間のバランスは、一般市民から警察への全面的な依存へと、傾きがちになるであろう。

そこで、一般市民の期待と統制の警察に対する作用を考えるうえでとくに重要であると思われるのが、一般市民は自身が被疑者とされる可能性をどの程度認識しているか、ということである。もし、その認識が高ければ、かりに警察の活動を必要とし、協力を惜しまない場合でも、警察が採りうる行動には、その態様のうえでの制約が課されることになる。それに対して、その認識が乏しい場合には、その制約がかなり緩くなると考えられる。

以下、警察官たちがどのように認識しているか、データを検討していこう。

(1) 警察学校における知見

警察学校における知見によれば、一般市民、とくにマス・メディアの反応にはきわめて敏感であることが、窺われる。ある正科生によれば、「マスコミの批判が、まず意識される。説明資料作りで大変」というわけである。そこで、そのような批判への敏感さが、慎重さを求める批判と積極性を求める批判とでどのように異なっているか、が問題となる。

そこで、データを検討してみると、たとえば、正科のある演習では、学生の、「国民の批判を受けやすいわれわれとしては、判例のない現状では、立会を求める方が、まちがいがいい」という報告がきかれる。それは、被疑者を追跡中、公務所に逃げ込んだ場合、見失わずに追跡してきた場合でも、立会を求めるべきか、という問に関してなされたものであるが、それからは、本音としては立会を不要としたいが、批判される危険性を考えると、慎重に行動しておく方が安全である、という発想が窺われる。その限度では、一般市民からの批判は、積極的捜査行動を抑制する方向で作用しているわけである。

しかし、その反面、一般市民にとっての警察の存在意義は積極的捜査行動を行うことにある、と考えられていることも、明らかである。たとえば、初級幹部科のあるクラスでは、教官が、「本部長の着任時の訓示『正・強・仁』(を常に意識しよう)。日本人は、『正・強・仁』に弱い。テレビの警察関係番組を見よ。『非情のライセンス』は、実情に合致しない。違法捜査を平気でする。それでも国民から受け入れられている。それは、(警察が)『正・強・仁』だから」と語っていたし、別のクラスにおいても、「警察は、市民からの投資、預金である。彼らは、その利益を求めている。市民生活の安全確保と、サービスを求めている」と強調されていた。すなわち、一般市民に対する警察の正当性の基礎はその積極的捜査行動にある、というのである。

そして、一般市民が全件解決を望んでいる、とも考えられている。たとえば、ある正科生の、「内部的には全件解決を要求されている。世論もそうである」という発言が示すように。

かくして、一般市民の中心的な期待は積極的捜査行動に向けられており、警察としてはその点での実績を示し続けなければならない、というのが、警察官たちの基本的な認識であるように思われる。たしかに、一般市民は、行き過ぎた積極性を批判するが、そうであるからといって、慎重さ自体は、積極的に追求するべきものとしては要求していない、というわけである。

を以てして、そのことは、すでに明らかにした、内部的な期待と統制のあり方に照らして考えてみると、きわめて重要な意味を持つ。すなわち、実効性のある内部的なサンクションはもっぱら積極性を求める方向で行使されている、という事情が一方にあり、一般市民も基本的には積極性を求めている、という認識が他方にあるとすれば、それらは、その効果を互いに増幅し合い、第一線での警察官たちの行動のうえに大きな作用を及ぼす、と推測される。

たとえば、積極的捜査行動自体に道徳的関与を示す刑事たちにとっては、そのように認識された一般市民からの要求に一致していることが、自らの行動の正当性への確信をさらに強化することになる。たとえば、ある盗犯係刑事が、「私は、警察の警察ではなく、市民の警察だと思っているからね」と述べていたように、そのような者にとっては、幹部からの慎重さを求める指揮を無視することが、正当なこととなるのである。それに対して、自らの基本方針に反して積極性を求めざるをえない幹部たちや、不満や疑問を抱きつつも積極的捜査行動に出ざるをえない刑事たちにとっては、一般市民の要求に応えているという認識は、不満や疑問を中和し、心理的負担を緩和する効果を持つであろう。

そこで、さらに、幹部たちの認識と刑事たちの認識を、検討してみよう。

(2) 幹部たちの認識

幹部たちもまた、明らかに、一般市民とマス・メディアからの期待の中に、2つの対立しうる要素を認識している。

まず、慎重さを求められている、という認識を窺わせるものでは、たとえば、[ケース17]における、「別件（逮捕）は、合法的であるかもしれないが、世論から、合理性、妥当性（との関連）で批判される」という発言をあげることができる。また、ある中年女性が病院から現金を持ち出した事件で、逮捕に踏み切らない事例があったが、ある幹部は、それについて、「(金額の) 大きさからいえば、逮捕すべき事件。なぜ強制捜査をしなかったか。(その理由は) 市民感情に対する配慮。なぜ逮捕

しなければならないのか、という反応」と説明していた。すなわち、法律上は可能な方法でも、一般市民からの批判をおそれて控えることがある、というのである。

それに対して、積極性への要求に応えなければならない、という認識も、もちろん窺われる。たとえば、上記と同じ〔ケース17〕においても、「『送致した』という(新聞発表の)表現は正しくないけれども、あの(現場)周辺の住民を安心させるためには発表しなければならない、それには、多少のネーム・ヴァリューをつけても、まあいいということです」と述べている。また、ある幹部も、告訴の処理について、「告訴人の主張する犯罪事実が証明できない場合、告訴を取り下げるように説得する。ところが、そうすると、住民協力を怠ったという批判を受ける」と語っていた。

すなわち、基本的には、幹部たちもまた、積極的捜査行動による実績を示すことによって警察の存在が正当化される、と考えていると思われる。しかし、それにもかかわらず、幹部たちは、慎重さを求める方向での批判の可能性をきわめて強く認識していたのであった。したがって、幹部たちの意識は、ここでもまた、アンビヴァレントな様相を示しているわけである。

そこで、慎重さを求める方向での批判の可能性に対する幹部たちの認識が、はたして客観的な事態に一致しているかどうか、簡単な検討を行ってみよう。素材は、北海道で最も大きな発行部数を持つ新聞の、私の観察期間中の犯罪記事である。

まず、警察官の行動の違法性が問われている事例を検討してみると、一応、よく取りあげていることが窺われる。たとえば、「職務質問拒否、腕折られた 警官相手どり告訴 東京の青年」「捜査の方法は違法 那覇地裁判決 吉岡カメラマン勝訴」「警察が利益誘導 肥田木 計画性依然否認」などの記事である。

しかし、その内容は、もっぱら記述に終始しており、批判的な論評は見られない。むしろ、最初の記事では、警察側の反論を掲載して、告訴

に理由がないとの印象を持たせているし、最後の記事では、否認に対する非難のニュアンスが、窺われる。明らかに批判的な論評を行ったのは、警察官を殺害し、一般市民を伴って逃亡した被疑者が、山中で追いつめられ、自殺した事件での、「あせり過ぎた救出 自首目前、死に追いやる」という記事のみである。それは、あたかも、そのような事態にまで至らなければ批判的な論評はなされない、ということを示しているかのようである。しかも、それは、新聞が独自の調査によって解明した事実に関するものではなく、衆人環視の状況で進行した、周知の事実に関するものなのであった。

他方、被疑者・被告人の態度を報じる場合には、すでに述べたように、非難のニュアンスが漂う。たとえば、「ひき逃げ男隠す 食堂経営者逮捕 調べにシラ切り通す」「犯人は完全黙秘 白老町長刺殺事件 背後関係追及続ける」「平然と見渡し、身ぶりで説明 女性の敵・晴山の現場検証」「平然と斎藤 がく然、顔色変える家族」などの記事である。しかも、「平然」などの形容が、必ずしも記者自身の目撃に基づくものでないことも、窺われる。たとえば、最後の記事では、「家族のおどろきようとは対照的に、斎藤は床から離れると水を飲み、たばこを吸って平然としていたという」（傍点は宮沢）と書かれているのである。

また、ただちには違法視しえないにしても一応は問題性が意識される、という形態の捜査行動を報じる場合にも、まったくの記述に終始する。たとえば、「婦女暴行男を逮捕 奈井江殺人2件との関連追及」「警官殺しを自供 暴行の（暴行で現行犯逮捕した）原田（殺人で）再逮捕」「白老出身の元運転手ら（殺人の被疑者として）若い2人組浮かぶ 別件（窃盗）で逮捕状」（カッコ内は、いずれも宮沢）という具合にである。それらの記事からは、別件逮捕が無制約に肯定されている、との印象すら、得られるであろう。

そして、難事件が解決された場合には、熱狂的な報道を行う。たとえば、「天は許さじ、2年ぶりに解決 車に乗ったハイド氏 --晴山『送る』と誘い乱暴」という記事のように。そして、「迷宮事件ばかりの道

警」という表現をまじえつつ、「久々、大ヒット。未解決事件山積の道警 捜査陣、全身に喜び」と讃える。しかも、「残る未解決重要殺人事件」を掲げて、さらに積極的な捜査行動を求めることを忘れない。もちろん、「平然と見渡し、身ぶりで説明 女性の敵・晴山の現場検証」という状況に対する、「地元の人たち……口々に怒りの声」という反応も、伝えられるのである。そして、新聞のそのような報道の仕方は、実は、〔ケース18〕においても、現れていたのであった。

言うまでもなく、積極的捜査行動へのそのような取り組みは、第一線警察官たちの勤務体制の強化なしには、実現しえない。そして、新聞がそのような強化を肯定的に報じることは、勤務体制に関してすでに引用した、「独立で好ベース 道警の機動捜査隊 4月は78件検挙」という記事の内容から、窺うことができる。

かくして、日常的な新聞報道を前提とした場合、幹部たちとの支配的見解による基本方針は、それよりもはるかに内輪であるし、彼らが時に積極的捜査行動を明示的に指示する場合でも、なお内輪であると言える。したがって、彼らが示した、慎重さを求める方向での批判に対する敏感さは、一般市民ないしマス・メディアからの日常的な批判によって形成されたものではなく、彼ら自身がすでに内面化している基本的な慎重さのために、批判が行われたごく稀な事例が、より一般化されて意識されているものと、考えられよう。

そうであるとする、一般市民ないしマス・メディアによる日常的な期待と統制の主要な効果は、時により積極的な捜査行動に出ざるをえない幹部たちに対して、正当化の根拠を与えるとともに、組織実績向上への内部的な要求と相まって、積極性への圧力を、ますます強めることにある、と言ってよいであろう。

(3) 刑事たちの認識

一般市民ないしマス・メディアからの期待と統制に関する刑事たちの認識については、観察データが得られていない。すでに繰り返し引用している、「警察の警察ではなく、市民の警察」という発言が、ほとんど唯

共のものである。しかし、積極的捜査行動自体に道徳的関与を示すタイプの刑事によってなされたその発言は、本項におけるこれまでのデータに照らしてみると、きわめて大きな重みを持って響いてくる、なぜならば、手続的な慎重さなどにこだわるのは市民の期待に応えるものではなく、もっぱら積極性を追求してこそ市民のための警察といえる、という認識は、どうやら、一般市民ないしマス・メディアからの日常的な期待と統制のあり方を正しく反映していると考えられるからである。そうであるとするれば、一般市民ないしマス・メディアからの日常的な反応は、そのような刑事たちにとって、慎重さへの要求を無視することの正当性を確認し、積極的捜査行動による満足感を高め、かくして、積極性への傾斜をますます強化していく作用を及ぼすことになるろう。

そして、一般市民ないしマス・メディアが手続的な慎重さよりも積極性を要求している、という認識が、刑事たちの多数によっても共有されていることは、調査票データによって、明らかである。

すなわち、まず、〔表 4.15〕によれば、刑事たちの多数は、かりに

表 4.15 能率低下に対する一般市民・マスコミの非難(1)

〔項目. 1・208〕	それでは、そのような努力にもかかわらず、 <u>一般道民</u> の多数は、やはり非難をあげるとおもいますか。			
	はい	どちらとも いえなし	いいえ	(回答者数)
	69.8	20.9	9.3	(43)

〔項目. 1・209〕	それでは、 <u>マスコミ</u> は、やはり非難をあげるとおもいますか。			
	はい	どちらとも いえなし	いいえ	(回答者数)
	74.4	18.6	7.0	(43)

注：これらの項目は、〔項目. 1・207〕に続くものである。それは、「与えられた人員を最大限に動員し、実際上可能な限度いっぱいの超過勤務体制を組んで処理にあたったが、どうしても犯人検挙の能率があがらない」という場合、警察署の実績としてはマイナスになるか、を尋ねたものである。

最大限の勤務体制で臨んだとしても、実績が向上しなければ、一般市民もマス・メディアも、ともに警察を批判する、と考えている。さらに、〔表4.16〕によれば、刑事たちの過半数は、かりに手続的に慎重でも、実績が低下するようでは、少なくとも一般市民の批判は避けられない、と考えているのである。

表 4.16 能率低下に対する一般市民・マスコミの非難(2)

〔項目. II後・51〕 それでは、「たとえ捜査手続のルールに忠実であっても、そのために事件解決の能率が下がるようでは、マスコミから非難される.」と思いますか。

はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
46.5	25.6	27.9	(43)

〔項目. II後・52〕 それでは、「たとえ捜査手続のルールに忠実であっても、そのために事件解決の能率が下がるようでは、一般道民の多数から非難される.」と思いますか。

はい	どちらとも いえない	いいえ	(回答者数)
53.5	16.3	30.2	(43)

かくして、「警察社会」に対する不満や捜査行動の適法性への疑問を抱いている刑事たちに関しては、幹部たちの多数に対するのと同じことが言えよう。すなわち、一般市民やマス・メディアからの期待と統制は、積極的捜査行動に出ることを余儀なくされた彼らの心理的抵抗を中和する効果とともに、内部的な個人実績の要求と相まって、積極的捜査行動に出ることへの圧力をますます強めていくのではないかと考えられるのである。

そのようにして、一般市民ないしマス・メディアによる日常的な期待と統制は、いずれのタイプの刑事たちにとっても、主として積極性への傾斜を強めさせる効果を持つ、と言えよう。

(4) 要 約

一般市民ないしマス・メディアから慎重さを求める方向での批判を受ける可能性は、とくに幹部たちにおいて、かなり強く意識されている。

そして、そのような意識は、実際の捜査指揮をかなり内輪のものとさせる効果を有している。しかし、少なくとも、新聞による犯罪報道の実態を考慮すると、そのような認識は、批判の可能性を実際以上に大きく見積もっているように思われる。したがって、そのような意識自体も、一般市民ないしマス・メディアからの日常的な期待や統制の結果であるというよりは、彼ら自身の慎重さを強調する一般方針が、散発的な批判の事例からより一般的な教訓をひき出してきたものとして、とらえることができる。

それに対して、積極的捜査行動を促進する方向では、一般市民ないしマス・メディアからの日常的な期待や統制に関する認識は、大きな作用を及ぼしていると考えられる。まず、基本的には慎重さを強調する幹部たちにおいては、それは、組織実績向上に対する内部的な期待や統制への意識と連動して、積極的捜査行動への要求が存在するという意識を強化すると同時に、彼らが自身の基本方針から逸脱して積極的捜査行動に出る場合に、その行動を正当化してくれる効果を持つであろう。続いて、積極的捜査行動自体に満足を感じる刑事たちにおいては、それは、慎重さを求める幹部たちからの指示に反してまでも積極的捜査行動を追求することの正当性を確認し、より大きな満足をもたらし、彼らの積極性への傾斜をより強化する効果を及ぼすであろう。そして、捜査行動に対して打算的関与を示すにすぎない刑事たちに対しては、それは、個人実績向上への内部的な期待と統制に関する意識と連動することによって、積極的捜査行動に出ざるをえない圧力を高め、また、そのような行動に出た場合に、不満や疑問を中和する効果を持つであろう。

さらに、少なくとも日常的なあり方を前提とするかぎり、一般市民ないしマス・メディアは、客観的にも、刑事たちが不満を覚える以上の勤務体制強化を支持し、刑事たち自身が問題性を感じる以上の積極的捜査行動を肯定するかのようになり、思われるのである。

第5項 要 約

外部からの期待や統制の源泉として、弁護士、検察官、裁判官、および、一般市民ないしマス・メディア、をとりあげ、幹部たちと刑事たちの認識を通して見たそれぞれの期待や統制の効果を、検討してきた。通常の事例ではほとんど考慮するに値しないと思われる弁護士を除くと、本節の知見と、それに基づく推論は、次のように要約できる。

検察官は、積極性と慎重さを同時に要求している。しかし、警察官にとっては、積極性への要求がより強く認識される。それは、彼らに対する内部的な期待と統制のあり方による。幹部たちは組織実績向上を要求されていると認識しており、刑事たちは個人実績の向上を要求されていると認識しているのであるが、そのような状況では、検察官からのアンビヴァレントな要求のうちの積極性への要求に応える行動のみが、実効性のある内部的統制によって支持されるのであり、したがって、検察官からの積極性への要求のみが、日常的には、より強調されて認識され、より大きな効果を持つことになろう。

それに対して、裁判官が積極性を要求しているとは、もちろん認識されていない。しかし、同時に、幹部たちや刑事たち自身が問題性を感じるような捜査行動が行われたとしても裁判官がそれを問題にする危険性はほとんどない、とも認識されている。裁判官に対する、積極的捜査行動を阻止されたことによる反感は、ごく稀な事例に基づくものにすぎない。したがって、捜査に従事する警察官たちにとっての、裁判官に対する関係での最大の関心事は、有罪と重い量刑を獲得するに十分な証拠を集めえたかどうか、ということである。言うまでもなく、より十分な証拠の収集は、より長期の、より積極的な捜査行動を必要とするのであり、しかも、実効性のある内部的統制は、組織実績と個人実績の要求という形で、もっぱら、そのような行動を求めているのである。

最後に、一般市民ないしマス・メディアによる期待と統制は、基本的には、検察官によるそれと同一の、しかし、慎重さへの要求をさらに縮小したものとして、認識されている。そして、そのような認識が客観的

事態に一致していることについては、ある程度の裏付けがある。少なくとも日常的なものとしては、一般市民ないしマス・メディアは、もっぱら積極的捜査行動を要求し、その行動を追求するために必要な勤務体制の強化を肯定しており、幹部たちや刑事たち自身が一応の問題性を感じる程度の捜査行動も容認しているのである。幹部たちは、慎重さを求める方向での批判の可能性をかなり強調していたが、それは、散発的な事例と彼ら自身の基本的な慎重さによる過剰な反応とすら思われるほどである。一般市民ないしマス・メディアによる日常的な期待と統制は、積極的捜査行動に満足を感じる刑事たちに対しては、その行動の正当性を確認し、その満足感を高める効果を持ち、基本的には慎重な幹部たちや、不満や疑問を抱く刑事たちに対しては、彼らに対する内部的統制のあり方と連動することによって、積極的捜査行動への圧力を高め、そのような行動に出ることを正当化してくれる効果を持つであろう。

かくして、外部からの要因は、少なくとも幹部たちや刑事たちの認識のうえには、慎重さを求める方向での有力な作用を及ぼしていない。そのあるものは、彼らにとってほとんど無視してよいものであるし、他のものは、有効な統制を及ぼそうとせず、さらには、むしろ積極的な捜査行動を要求している。慎重さをも求める場合でも、それは、積極性への要求に比して弱いものであり、彼らに対する内部的な期待や統制のために、通常は無視されてしまうであろう。

第5章 結 論

私の観察によれば、日常的犯罪の捜査について見るかぎり、広中の研究から予想されるほどの違法行動がなされているとは考えにくい。しかし、そのことは、問題性を含む行動が全く存在しないことを意味するものでもない。何人によっても明白に違法と断定される行動は見当たらないとしても、裁判実務の大勢、警察組織内での指導方針、第一線幹部の基本方針、などから考えて、問題性を含むと思われる行動は稀ではないし、自身が現に従事している捜査活動の適法性に対して刑事自身が疑問を抱

いている場面にも、少なからず遭遇したのである。

したがって、問題性を含む捜査行動をより多く惹起する要因や、問題性のより高い捜査行動を導く要因を知ることは、警察幹部にとってはもちろん、部外者にとっても、きわめて重要な研究課題のひとつとなる。

他方、捜査行動に献身的に取り組んでいる第一線警察官の心理は、Bayley の研究が示唆するほど充ち足りたものとは思われない。捜査行動に対して Etzioni の意味における道徳的関与を示す刑事たちも明らかに存在するが、より一般的なのは、打算的関与にとどまる刑事たちなのである。すなわち、積極的捜査行動への従事自体に満足を感じ、行動の正当性を確信し、過酷な勤務条件を当然として受容している者よりも、外見上は献身的に捜査に取り組んでいながら、行動の適法性に時には疑問を感じ、いわゆる「警察社会」や勤務条件に対して批判や不満を持っている刑事たちの方が、むしろ多いと思われる。

しかも、幹部たちの基本的な考え方は、後者のタイプの刑事たちよりもさらに慎重なものであった。したがって、基本的には慎重な幹部たちですら時には問題性を伴う捜査行動を指令あるいは許容せざるをえない要因や、打算的関与を示すにすぎない刑事たちですら幹部たちよりも一面的に積極性に傾かざるをえない要因が、探求されなければならない。この要因は、積極的捜査行動の問題性の程度、問題性を含む捜査行動の頻度、幹部たちの基本方針、刑事たちの間での関与形態の分布状況、などが私のデータと異なる場合でも、捜査行動の問題性が増大したり、問題性を含む捜査行動の頻度が増大する場合には、程度の差こそあれ、常に存在することが期待される。

私は、行為主体である第一線警察官の意識のレベルで、この要因を探索的に検討した。その結果、以下の結論が得られた。

すなわち、少なくとも第一線警察官が認識するところでは、犯罪捜査に関する警察組織内・外からの期待は、通常、手続的な慎重さよりも、積極的捜査行動による検挙実績向上を強調しており、しかも、手続遵守と能率向上は、両立しがたいものである。このような状況において、組

織内での実効的な統制は、功利的にも規範的にも、もっぱら能率向上の観点に沿って行使されている。また、組織外からの統制の担い手は、手続遵守を求める方向では十分にその力を行使しておらず、日常的には、むしろ能率向上を要求する方向での期待が一般的である。したがって、捜査行動に対して道徳的関与を示す刑事たちは、自らの行動の正当性に対する確信を深める方向での期待や統制に、日常的にはさらされていることになる。他方、違法行動の抑止に十分な注意を払っている幹部たちや、打算的関与を示すにとどまる刑事たちも、刑事部門におけるキャリアを維持していくためには、明白に違法とならない限度において、積極的な捜査行動に、少なくとも外見上は献身的に取り組まざるをえないのである。

もしこの仮説が妥当であるならば、この状況が続くかぎり、打算的関与を示すにとどまる刑事たちの中からも、徐々に、道徳的関与を示す刑事たちが成長してくるであろう。なぜならば、当初は意に反して遂行させられた行動でも、それを避けることができないとすれば、行動を肯定的に評価する方向で認知の不協和が解消され、その傾向は、行動に対して肯定的な報酬が与えられれば与えられるほど強化される、と考えられるからである。⁽¹⁾

残念ながら、刑事部門については、この過程に対応するデータが見当たらない。しかし、署内でたまたま目にした北海道警察の部内誌『北海警友』からは、とくに初任後間もない警察官について、この過程を示唆する知見を引き出すことができる。

たしかに、当初から、「警察組織に適合すべく努力し」「警察官としてこの社会に入ったからには」「警察社会で自分の意思を通そうとするものは、組織から追放されるだろうし、そうなければならない」（以上、初任）「仕事に誇りを持って生きているのがすばらしい。そんな人にひかれる」（機動隊）「給料とりの考えの人にとっては、毎日が肉体・神経のすり減らしだが、情熱とファイトがある人には、きびしき、つらさが、やる気を起こさせ、明日の活力となる」（外勤）などと述べて、積極的に適

合しようとする者も多いであろうが、そのような者ばかりではない。「なにげなく受験」し、「なってしまってから抵抗」を感じたが、「時の流れと警察組織の一員として作りかえられていく自分の間で、徐々にこの抵抗もうすらいでゆきました」(初任)とか、警備出動中、デモ隊の中の後輩から「人間か」と言われ、「動揺」したが、「動揺するのは自信がないから」と考えて、「信念・誇り」を求めて浅間山荘事件の突入隊員の手記を読み、今では、「だれよりも大きく胸をはり、大きな声で『はい、行かせてください』と答える」ことができる(機動隊)という発言や、「青春と職務の板バサミにあって苦悩」したが、出動歌『この世を花にするために』をききながら出動しているうちに、「ああ、これなんだ、われわれは、住みよい社会をつくっていかねばならないじゃないか。何をグチを言ってるんだ」と考えるようになった(機動隊)という発言は、当初は抵抗・疑問を感じながら、次第に行動への従事自体に満足を感じる方向へ認知を変化させていく、という過程を経験する者も少なくないことを、示唆している⁽²⁾。

これと同様の態度変容過程が刑事部門にも存在するならば、昇進による監督責任の拡大という新たな要素が対抗力とならないかぎり、当初は打算的関与にとどまる刑事たちの中にも、いつしか、刑事警察が果たすべき社会的機能を意識するまでもなく、積極的捜査行動への参加それ自体に価値を見出し、満足を感じる心理が形成されてくるであろう。

最近、Bayley や Ezra F. Vogel に代表される外国での高い評価を引用しながら、日本警察の現状に対する自負を示す警察幹部の論稿が、よく目に付くようになってきた⁽³⁾。たしかに、公平に見て、日本の警察官の勤勉さは、国際的に高い水準にあると言ってよいであろう。また、被疑者検挙が刑事警察の機能であり続ける以上、組織内の期待と統制が検挙実績の向上を求める要素を伴うことは、それ自体としては否定すべきものではない。

問題は、手放しの肯定的評価が能率向上の一面的要求と結びつく場合に、第一線警察官たちがどのような状況に追い込まれるか、ということ

である。また、その結果として、被疑者や一般市民を対象とする捜査行動がどのように変化するか、ということである。

一方では、われわれの社会が、そのみで完全に犯罪を抑止しうるほどの規模と態様の警察力を許容することは、まったく考えられない。他方、最近のスキャンダルにもかかわらず、大多数の第一線警察官が熱心に捜査に取り組んでいることは、おそらく信じてよい。したがって、警察力の飛躍的な拡大がなされないとすれば、組織外部の者には過酷と思われる刑事たちの勤務条件もまた、変化することはないであろう。

そうであるとすれば、刑事たちの奉仕の対象である一般市民の観点から見ても、実績向上への要求を現状以上に強化することで得られるものは、被疑者・一般市民の権利に対して生じうる否定的な効果を差し引けば、ごくわずかなものでしかないであろう。しかも、犯罪捜査は、ほとんど常に、その多くは警察に責任を帰することができないであろう犯罪について事後的に犯人を探す、という構造に基づく制約を伴っている。したがって、われわれは、警察に対して、少なくとも不可能を期待することはやめるべきである。そのことによって始めて、組織内の期待と統制もよりバランスの取れたものになり、市民の一員としての第一線警察官を取り巻く環境条件は改善され、捜査活動の行き過ぎによって同僚市民が被るかもしれない、稀ではあっても重大な権利侵害が、抑止されるであろう。さもなければ、われわれは、問題性を含む捜査行動を抑止するためには、とくに代用監獄を利用した勾留期間中の取調機会の縮小、取調への弁護士立会、被疑者段階での国選弁護人といった、ラディカルな制度改革を構想しなければならない。しかし、そのみでは、市民としての第一線警察官が置かれた状況は改善されず、積極的捜査への期待と統制も緩和されない。むしろ、手続的制約が増大した分だけ、より問題性の高い行動に出ることを強いる結果になる可能性がある。

言うまでもなく、この論文の結論が十分な妥当性を認められるためには、第一線警察官の行動と意識が他の多くの場所において調査され、さらに、組織内・外の期待と統制の客観的な形態と相互関係が確認されな

なければならない。より多くの法社会学者、犯罪社会学者、組織社会学者が警察研究に取り組み、また、その機会が与えられることを期待して、ひとまずこの論文を終えよう。^{〔補注〕}

- (1) 態度変容研究の概観として、原岡一馬『人間行動の社会心理学』金子書房(1974) 265～304ページ、認知的不協和の理論について、フェスティンガー(末永俊郎・監訳)『認知的不協和の理論』誠信書房(1965)(Leon Festinger, *A Theory of Cognitive Dissonance*, Row, Peterson & Co., 1957)、成人期の社会化と職業上の社会化について、Orville G. Brim, Jr., “Adult Socialization,” in John A. Clausen (ed.), *Socialization and Society*, Boston: Little, Brown, 1968, pp. 182-226, Wilbert E. Moore, “Occupational Socialization,” in David A. Goslin (ed.), *Handbook of Socialization Theory and Research*, Chicago: Rand McNally, 1969, pp. 861-883, などを参照。
- (2) デイビッド・ベイリー(新田 勇・他・訳)『ニッポンの警察——そのユニークな交番活動』サイマル出版会(1977) 103ページも、これに対応する現象を報告している。
- (3) 捜査行動に関する最近の例として、友川清中「取調べ——その実情と機能及び重要性」警察学論集35巻9号(1982) 75～104ページを参照。私のデータとの異同を検討することは、きわめて興味深いであろう。

〔補注〕 校正段階において、兵庫県尼崎中央署の警察官が架空名義の参考人供述書を作成していた事件が発覚した。読賣新聞1983年3月20日朝刊13版9ページを参照。この事件は、前章第5節第2・3項との関連において、検察官・裁判官による統制の困難さを例示している。

《Summaries of Contents》

The Attitudes and Behavior of the First-Line Detectives Concerning Criminal Investigation : A Study with Observational and Survey Methods (6)

Setsuo MIYAZAWA*

- I. Introduction
 - Appendix 1. Questionnaire Items and Response Distributions
- II. Observational Data of the Major Cases (Vol. 30. Nos. 1-3)
- III. Description of the Detectives' Behavior (Vol. 32, No. 4)
- IV. Explanation of the Detectives' Behavior
 - 1. Analytical Framework
 - 2. Types of the Detectives' Involvement in the Aggressive Investigative Behavior
 - 3. Supervisors' Principles Concerning Criminal Investigation (Vol. 33, No. 2)
 - 4. Perceptions of Expectations and Controls from Inside the Police Organization
 - 5. Perceptions of Expectations and Controls from Outside the Police Organization
- V. Conclusions (This Issue)

I. Chapter IV

1. The Aim of Chapter IV

Chapter III showed that the detectives more strongly respond to the need for aggressive investigation, while supervisors are more worried about the need to follow the procedural requirements. The detectives support and engage in forms of behavior that are not apparently illegal, but are likely to be seen as at least questionable in the light of court

* Associate Professor of Law, University of Hokkaido. B. Jur., 1970, M. Jur., 1972, University of Hokkaido; M. A., 1976, M. Phil., 1980. (sociology), Yale University.

decisions, official interpretation of the law within the police organization, evaluation by the supervisors, or even the detectives' own perceptions. Importantly, the detectives sometimes engage in such behavior even when they themselves express doubt as to the legality of the behavior.

Why are the detectives more aggressive than the supervisors are? Why do the detectives respond more to the supervisors' orders to take aggressive actions than to those seeking cautious ones? Why do the detectives engage in forms of behavior they themselves feel questionable?

The aim of Chapter IV is to consider possible explanations to these questions. Explanations are sought through analyzing the detectives' perceptions of the circumstances surrounding their investigative activities, and by considering the detectives' behavior as a function of such perceptions. The detectives' perceptions of expectations and controls from both inside and outside of the police organization receive particular attention.

However, since only expectations and controls as perceived by the detectives are analyzed and no objective characteristics of those expectations and controls are examined, explanations remain hypothetical. Hence, the entire research becomes a hypothesis-forming, exploratory study, rather than a hypothesis-testing one.

2. The Structure of Chapter IV

Chapter IV is divided into five sections. The first three sections were presented in Vol. 33, No. 2, while the latter two sections are presented in this issue.

The first section dealt with the analytical framework of the chapter and adopted Amitai Etzioni's typology of the congruous relations between organizational members' involvement and elites' power as a heuristic device to explore explanations of the detectives' behavior. If the detectives' involvement is moral (strongly positive), their perceptions of symbolic rewards should be the focus of the analysis. If their involvement is only calculative (mildly positive or negative), however, it should be examined whether they perceive expectations and controls backed by remunerative power.

The second section was concerned with the issue of the dominant type of detectives' involvement in aggressive investigative behavior, in preparation for the rest of the chapter. It found that for the majority of the detectives, involvement in aggressive investigation is not moral, but calculative. Therefore, while paying proper attention to the normative control measures to which the detectives showing moral involvement

would respond, emphasis should be given to the perception of such forms of control measures that can induce compliance from the detectives showing only calculative involvement.

The third section was about the supervisors' principles concerning criminal investigation. Since they are the most immediate source of expectations and controls upon the detectives, the supervisors' orientation to the investigative behavior was analyzed. The finding was that the majority of the supervisors at the police station the author observed were usually very careful to follow the procedural requirements and controlled the detectives accordingly. However, even such procedure-minded supervisors occasionally had to order the detectives to engage in more aggressive, even questionable behavior. Therefore, along with the detectives' perceptions of expectations and controls, the supervisors' perceptions should also be analyzed.

The fourth section is the center of the chapter. It analyzes in detail the detectives' perceptions of expectations and controls from inside the police organization. It also examines how and to what extent the supervisors control the detectives' behavior, and under what conditions the supervisors order the detectives to engage in aggressive, even questionable investigative behavior.

The fifth section deals with perceptions of expectations and controls from outside the police organization. This section is also included because expectations and controls upon the detectives from inside the police organization may themselves be a response to the perceived expectations and controls from outside the police organization.

The second, fourth and fifth sections use both observational and survey data. The idea behind this method of combining two modes of data was explained in Chapter III.

Throughout this chapter, whenever fragments of the observational data are quoted from the cases presented in Chapter II, the identification numbers of the cases are also indicated. The reason for this procedure was presented in Chapter I, Section 3.

3. Summary of Section 4

Most of the time the supervisors (officers at or above the rank of department chief of the police station) and their immediate subordinates (section chiefs) seriously try to prevent excessive behavior on the part of the detectives. However, since the supervisors perceive that their achievement is mainly evaluated in terms of the improvement in the clear-

ance rate of their police station, they cannot constrain the detectives' behavior all the time, and, when they feel that they are under particularly strong pressure to improve the station's performance, they have to order the detectives to take more aggressive actions, even against their own cautionary principles. The author, for instance, observed an incident in which the supervisors declared that, for a specified period, the detectives would receive credit only when they solved thefts, which comprised of the majority of the uncleared cases and showed the lowest clearance rate among major crime categories. Moreover, even when the supervisors are following their cautionary principles, they cannot directly monitor the detectives' activities outside the police station. Therefore, the detectives showing moral involvement in aggressive investigation may receive public encouragement for their behavior or find room to more freely engage in forms of behavior that may be problematic, but give satisfaction to them.

On the other hand, even the majority of the detectives showing only calculative involvement perceive that they are evaluated mainly by their personal records in crime-solving and that good records are necessary for future promotion, transfer to or staying on at a better location, or maintaining their career as a detective. Moreover, they perceive that they receive positive sanctions only for accomplishments in crime-solving, that they get nothing for simply abiding the law and carefully respecting the suspect's rights and that, as far as the illegalities remain procedural, there will be no negative sanctions applied to the individual detectives. Thus, while expressing doubt as to the legality of some forms of investigative actions and complaining about many aspects of the detective's life caused by an almost limitless devotion to their work, the detectives still respond more strongly to the supervisors' occasional orders to take more aggressive actions than to everyday requests seeking cautionary ones. The author heard complaints from the detectives that the supervisors make their task extremely difficult by pressing them to clear more cases while, at the same time, requiring them to diligently follow the procedural requirements. Yet, only three days after the supervisors' order described above, the detention facility in the police station became packed with suspects. One can guess how the detectives solved their difficult situation.

The author observed that all the awards given at the police station were directly or indirectly related to crime-solving. Such awards would give utilitarian rewards to the detectives showing calculative involvement

and normative rewards to those showing moral involvement, causing selective compliance with orders seeking aggressiveness or justifying belief in the legitimacy of aggressive behavior.

4. Summary of Section 5

Major sources of expectations and controls from outside the police organization may include defense attorneys, prosecutors, judges, and the general public and mass media. The resource-dependence model of the inter-organizational relations offers a perspective to characterize the basic relationships between the police officers and these outside sources.

Among these outside sources, defense attorneys mean almost nothing to the detectives. Suspects in Japan rarely retain defense attorneys at the investigation stage, and defendants at the trial stage can enjoy, in most cases, only the services of government-appointed attorneys, who rarely challenge the prosecution, particularly on a procedural basis.

Prosecutors are in an ambivalent situation similar to that of the police supervisors. On the one hand, they are expected to supervise the police officers to maintain the legality of the investigative activities. However, their controls are more indirect than those of the police supervisors, and the police officers always try to assert their independence from the prosecutors. On the other hand, prosecutors are also expected to promptly dispose of the cases, and, lacking their own investigative staff and equipment, they have to rely heavily upon the police officers. Therefore, prosecutors cannot always be stringent regarding procedural requirements, and they have to occasionally ask the police officers to collect more evidence, which would mean to the police officers more aggressive investigation and longer interrogations. Indeed, under the perceived internal pressure for better records, the police officers regard the need for more evidence as the sole expectation from prosecutors in everyday situations.

Judges do not depend on the police officers in executing their duties. If sufficient evidence does not exist or procedural illegalities are found, they may simply deny the issuance of a warrant, deny detention of the suspect, exclude the evidence or even acquit the defendant. However, evidential and procedural matters rarely become significant issues. Therefore, the detectives are worried only about the possibility of losing the case or getting a lenient sentence for weak evidence, which would again mean the need for more aggressive investigation and longer interrogations.

Finally, the police officers perceive that they will be criticized by the general public and mass media if they fail to solve the crime even when the failure was due to their respect for the procedural requirements or when they tried really hard to the limit of their capacity. In fact, newspaper reports on crimes during the period of this research, for instance, rarely questioned the legality of the methods employed by the police, to which the detectives themselves expressed doubt.

The reports enthusiastically described how the police had succeeded in arresting the suspect on the charge of a minor crime other than the one the police had actually intended to solve. They almost emotionally attacked the suspects who remained silent, and demanded better performance of the police by listing the major cases they had so far failed to solve. Naturally, the police officers, particularly the detectives, perceive that their duty vis-à-vis the general public and mass media in everyday situations is simply to solve more crimes through aggressive investigation.

II. Chapter V

First-line detectives do not seem to commit illegalities as often as one might expect from Hironaka's study. However, it is also true that, at least occasionally, the detectives do engage in forms of behavior that are not apparently illegal, but problematic in the light of dominant court decisions, official interpretation of the law within the police organization, evaluation by the supervisors, or even the detectives' own perceptions. To be explored, then, are the factors that made the detectives engage in such questionable actions.

The detectives do not have attitudes toward their own investigative activities or work conditions as positive as those described by Bayley. There are surely such detectives who find satisfaction in engaging in aggressive investigation itself and accept their work conditions rather proudly. However, the majority of the detectives do not necessarily believe in the legality or legitimacy of their own investigative activities nor do they accept their work conditions. Moreover, the majority of the supervisors are usually very careful to follow the procedural requirements, far more than the detectives are. Therefore, we have to find explanations of why such procedure-minded supervisors occasionally have to order the detectives to take more aggressive actions and why such reluctant detectives quickly respond to their orders.

The hypothesis derived from the analysis of the perceptions of the supervisors and the detectives is that the nature of the expectations and

controls upon them from both inside and outside of the police organization is the key factor. At least as perceived by the first-line police officers, the effective internal controls only emphasize accomplishments in terms of crime solution, giving utilitarian incentives to the supervisors and the reluctant detectives and normative rewards to the detectives already showing strongly positive involvement in aggressive investigation. Moreover, also as perceived by the first-line police officers, there is no real danger of getting criticized on a procedural basis from outside sources within the criminal justice system, and the general public and mass media are only interested in their performance in crime-solving and pay no attention to procedural matters in ordinary cases. The procedural issues matter only when the illegalities are too obvious or serious. In short, the internal expectations and controls force or encourage, depending on the type of first-line police officer, active engagement in aggressive investigative behavior, and the external expectations and controls either fail to mitigate or reinforce the impact of such internal forces. The stronger the pressure for better performance, the more problematic the detectives' behavior will be.

If this hypothetical explanation is valid, the majority of the detectives are in a very ambivalent situation. They are, on the one hand, forced to engage in actions they do not necessarily agree with. On the other hand, however, they wish to keep their careers as detectives, which are preferable to other career paths. Then, applying the theory of cognitive dissonance of attitudinal changes, one might expect that, getting positive sanctions only in the direction of support for aggressive investigative activities, even the reluctant detectives would eventually solve their cognitive dissonance by accepting the legitimacy of problematic investigative behavior and join the camp of those who feel satisfaction in aggressive investigation itself.

There should be no objection to the contention that the clearance rate is an important measure of police performance. This does not mean, however, that we should expect better performance only in terms of crime-solving. We have to be sensitive to what such a one-sided emphasis upon crime-solving would bring to the detectives' work conditions, which would in turn affect the rights of suspects and other citizens.

After all, our society would never accept a police of such a size and structure that it could completely prevent crimes by itself, and the detectives are already working to the limit of their capacity. Therefore, raising

our expectations to still better performance would not yield much in terms of crime-solving, but further deteriorate the detectives' work conditions and force them to engage in more problematic actions.

If we have any sympathy for our fellow citizens, namely, both the detectives and the suspects and other citizens the detectives deal with, we should make our own expectations upon the police more balanced ones. Only after that, would the internal expectations and controls also become more balanced, and the rare, but serious, infringement of the rights of other citizens be better prevented.

(Concluded)